

商標審査基準たたき台（案）

商標法3条1項全体

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
第1 第3条第1項（商標登録の要件） 第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。 一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標 二 その商品又は役務について慣用されている商標 三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。第二十六条第一項第二号及び第三号において同じ。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標 四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標 五 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標 六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標	第1 第3条第1項（商標登録の要件） 第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。 一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標 二 その商品又は役務について慣用されている商標 三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。第二十六条第一項第二号及び第三号において同じ。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標 四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標 五 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標 六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標
1. 判断時期について <u>本項に該当するか否かの判断時期は、査定時とする。</u> <u>（拒絶査定不服審判請求があったときの判断時期は、審決時とする。）</u> 2. 立体商標について <u>(1) 立体的形状に本項各号に該当しない文字、図形等の標章を結合した場合には、その標章が商品又は役務の出所を表示する使用態様で用いるものと認識することができれば、商標全体としても本項各号に該当しない。</u> <u>(2) 本項各号に該当する文字に単に厚みをもたせたにすぎない立体的形状のみからなる場合は、原則として、本項各号に該当する。</u>	1. 第3条第1項の規定に該当するか否かの判断時期は、査定時とする。 2. 第3条第1項各号に該当する文字に単に厚みをもたせたにすぎない立体的形状のみからなる立体商標は、原則として、第3条第1項の当該号の規定に該当するものとする。

3. 動き商標について

- (1) 動き商標を構成する文字や図形等の標章と、その標章が時間の経過に伴って変化する状態とを総合して、商標全体として考察する。
- (2) 動き商標を構成する文字や図形等の標章が、本項各号に該当しない場合には、商標全体としても本項各号に該当しない。
- (3) 動き商標を構成する文字や図形等の標章が、本項各号に該当するもののみからなる場合には、原則として、商標全体としても本項各号に該当する。
- (4) 標章が時間の経過に伴って変化する状態が軌跡として線等で表され文字や図形等の標章を描く際に、描かれたその標章が、本項各号に該当する場合には、商標全体としても本項各号に該当するものとする。

4. ホログラム商標について

- (1) ホログラム商標を構成する文字や図形等の標章と、その標章が立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果、見る角度により別の表示面が見える効果等のホログラフィーその他の方法による視覚効果により変化する状態とを総合して、商標全体として考察する。
- (2) (1)の視覚効果のうち、立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果等の文字や図形等の標章を装飾する効果については、表示面に表された文字や図形等の標章が、本項各号に該当するものであるか判断する。
ホログラム商標を構成する文字や図形等の標章が本項各号に該当しない場合には、商標全体としても本項各号に該当しないものとする。
- (3) (1)の視覚効果のうち、見る角度により別の表示面が見える効果が施されている場合には、それぞれの表示面に表された文字や図形等の標章が、本項各号に該当するものであるかを判断するとともに、その表示面の商標全体に占める割合、表示される文脈、他の表示面の標章の関連性等を総合して、商標全体として考察する。
- (4) ホログラム商標を構成する文字や図形等の標章が、本項各号に該当するもののみからなる場合には、原則として、商標全体としても本項各号に該当する。

3. 動き商標の第3条第1項の商標登録の要件については、次のとおりとする。

- (1) 動き商標を構成する文字や図形等の標章とその標章が時間の経過に伴って変化する状態とを総合して、商標全体として考察するものとする。
- (2) 動き商標を構成する文字や図形等の標章が第3条第1項各号の規定に該当しない場合には、商標全体としても第3条第1項各号の規定に該当しないものとする。

- (3) 標章が時間の経過に伴って変化する状態が軌跡として線等で表され、それが、文字や図形等の標章を描く場合には、描かれたその標章が、第3条第1項各号の規定に該当するものであるか判断するものとする。

4. ホログラム商標の第3条第1項の商標登録の要件については、次のとおりとする。

- (1) ホログラム商標を構成する文字や図形等の標章とその標章がホログラフィーその他の方法による視覚効果（立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果、見る角度により別の表示面が見える効果等）により変化する状態とを総合して、商標全体として考察するものとする。
- (2) (1)の視覚効果のうち、立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果等の文字や図形等の標章を装飾する効果については、表示面に表された文字や図形等の標章が、第3条第1項各号の規定に該当するものであるか判断するものとする。

ホログラム商標を構成する文字や図形等の標章が第3条第1項各号の規定に該当しない場合には、商標全体としても第3条第1項各号の規定に該当しないものとする。

- (3) (1)の視覚効果のうち、見る角度により別の表示面が見える効果が施されている場合には、それぞれの表示面に表された文字や図形等の標章が、第3条第1項各号の規定に該当するものであるかを判断するとともに、その表示面の商標全体に占める割合、表示される文脈、他の表示面の標章の関連性等を総合して、商標全体として考察するものとする。

5. 色彩のみからなる商標について

- (1) 2以上の色彩を組み合わせてなる商標については、商標全体として考察する。色彩を付する位置を特定したものについても、同様とする。
- (2) 色彩を付する位置を特定したものについては、色彩のみからなる商標を構成する標章は色彩のみであることから、その位置は考慮せず、色彩が本項各号に該当するものであるかを判断する。

6. 音商標について

- (1) 音商標を構成する音の要素（音楽的要素及び自然音等）及び言語的要素（歌詞等）を総合して、商標全体として考察する。
- (2) 言語的要素が本項各号に該当しない場合には、商標全体としても本項各号に該当しない。
- (3) 音の要素が本項各号に該当しない場合には、商標全体としても本項各号に該当しない。
- (4) 本項各号に該当する標章を単に読み上げたにすぎないと認識させる音商標は、商標全体としても本項各号に該当する。

7. 位置商標について

- (1) 位置商標を構成する文字や図形等の標章とその標章が付される位置とを総合して、商標全体として考察する。
- (2) 位置商標を構成する文字や図形等の標章が、本項各号に該当しない場合には、標章を付する位置にかかわらず、原則として、商標全体としても本項各号に該当しない。
- (3) 位置商標を構成する文字や図形等の標章が、本項各号に該当するもののみからなる場合には、原則として、商標全体としても本項各号に該当する。

5. 色彩のみからなる商標の第3条第1項の商標登録の要件については、次のとおりとする。

- (1) 色彩を組み合わせてなる商標については、商標全体として考察するものとする。
- (2) 色彩を付する位置を特定したものについては、色彩のみからなる商標を構成するものは色彩のみであることから、その位置は考慮せず、色彩が第3条第1項各号の規定に該当するものであるかを判断するものとする。

6. 音商標の第3条第1項の商標登録の要件については、次のとおりとする。

- (1) 音商標を構成する音の要素（音楽的要素及び自然音等）及び言語的要素（歌詞等）を総合して、商標全体として考察するものとする。
- (2) 言語的要素が第3条第1項各号の規定に該当しない場合には、商標全体としても第3条第1項各号の規定に該当しないものとする。
- (3) 音の要素が第3条第1項各号の規定に該当しない場合には、商標全体としても第3条第1項各号の規定に該当しないものとする。

7. 位置商標の第3条第1項の商標登録の要件については、次のとおりとする。

- (1) 位置商標を構成する文字や図形等の標章とその標章が付される位置とを総合して、商標全体として考察するものとする。
- (2) 位置商標を構成する文字や図形等の標章が第3条第1項各号の規定に該当しない場合には、標章を付する位置にかかわらず、商標全体としても第3条第1項各号の規定に該当しないものとする。

商標法3条1項柱書

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
二、第3条第1項柱書 第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。 <u>商標法施行規則</u> <u>第四条 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであって、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標（以下「変化商標」という。）のうち、時間の経過に伴って変化するもの（以下「動き商標」という。）の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その商標の時間の経過に伴う変化の状態が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。</u> <u>第四条の二 変化商標のうち、ホログラフィーその他の方法により変化するもの（前条に掲げるものを除く。以下「ホログラム商標」という。）の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その商標のホログラフィーその他の方法による変化の前後の状態が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。</u> <u>第四条の三 立体的形状（文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む。）からなる商標（以下「立体商標」という。）の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その商標を一又は異なる二以上の方向から表示した図又は写真によりしなければならない。</u> <u>第四条の四 色彩のみからなる商標の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、次のいずれかのものによりしなければならない。</u> <u>一 商標登録を受けようとする色彩を表示した図又は写真</u> <u>二 商標登録を受けようとする色彩を当該色彩のみで描き、その他の部分を破線で描く等により当該色彩及びそれを付する位置が特定されるように表示した一又は二以上の図又は写真</u> <u>第四条の五 音からなる商標（以下「音商標」という。）の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、文字若しくは五線譜又はこれらの</u>	二、第3条第1項柱書 第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

組み合わせを用いて商標登録を受けようとする音を特定するために必要な事項を記載することによりしなければならない。ただし、必要がある場合には、五線譜に加えて一線譜を用いて記載することができる。

第四条の六 商標に係る標章(文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合に限る。)を付する位置が特定される商標(以下「位置商標」という。)の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により標章及びそれを付する位置が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。

1. 「自己の業務」について

「自己の業務」には、出願人本人の業務に加え、出願人の支配下にあると実質的に認められる者の業務を含む。

(例)

- ① 出願人がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社の業務
- ② ①の要件を満たさないが資本提携の関係があり、かつ、その会社の事業活動が事実上出願人の支配下にある場合の当該会社の業務
- ③ 出願人がフランチャイズ契約におけるフランチャイザーである場合の加盟店(フランチャイジー)の業務

2. 「使用をする商標」について

(1) 指定役務が、次に該当するときは、商標を使用できない蓋然性が高いものとして、本項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとする旨の拒絶理由の通知を行い、出願人が指定役務を行いうるか確認する。

(例)

指定役務に係る業務を行うことが法令に定める国家資格等を有することが義務づけられている場合であって、願書に記載された出願人の名称等から、出願人について当該資格を有し得ないことが明らかに認められるとき

1. 「自己の業務に係る商品又は役務について使用」をしないことが明らかであるときは、原則として、第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

(例)

- ① 出願人の業務の範囲が法令上制限されているために、出願人が第5条第1項第3号で規定する指定商品又は指定役務(以下「指定商品又は指定役務」という。)に係る業務を行わないことが明らかな場合
- ② 指定商品又は指定役務に係る業務を行うことができる者が法令上制限されているため、出願人が指定商品又は指定役務に係る業務を行わないことが明らかな場合

(2) 「使用をする」とは、指定商品又は指定役務について、出願商標を現に使用している場合のみならず、将来において出願商標を使用する意思(以下「使用の意思」という。)を有している場合を含む。

(3) 指定商品又は指定役務について、(イ)又は(ロ)に該当するときは、商標の使用及び使用の意思があるかについて合理的な疑義があるものとして、本項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとする旨の拒絶理由の通知を行い、下記3. に従い商標の使用又は使用の意思を確認する。

ただし、出願当初から、出願人等における商標の使用又は使用の意思があることが確認できる場合を除く。

(イ) 第2条第2項に規定する役務(以下「小売等役務」という。)について

① 「衣料品、飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」(以下、「総合小売等役務」という。)に該当する役務を個人(自然人をいう。)が指定してきた場合。

② 総合小売等役務に該当する役務を法人が指定してきた場合であって、「自己の業務に係る商品又は役務について使用」をするものであるか否かについて調査を行っても、出願人等が総合小売等役務を行っているとは認められないとき。

③ 類似の関係にない複数の小売等役務を指定してきた場合。

(ロ) (イ)を除く商品・役務の全般について

1 区分内での商品又は役務の指定が広い範囲に及んでいる場合。

3. 「使用をする商標」であることの確認について

(1) 「使用をする商標」であることは、少なくとも、類似群ごとに明らかにする必要がある。

(2) 出願人又は出願人の支配下にあると実質的に認められる者(以下「出願人等」という。)における商標の使用又は使用の意思については、商標の使用の前提となる指定商品又は指定役務に係る業務を行っているかまたは行

2. 願書に記載された指定商品又は指定役務が次の(1)又は(2)に該当するときは、原則として、商標の使用の前提となる指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行っているか又は行う予定があるかについて合理的疑義があるものとして、第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとする旨の拒絶理由の通知を行い、出願人の業務を通じて、商標の使用又は使用意思を確認するものとする。

ただし、出願当初から後記3. に基づく資料が提出され、商標の使用又は使用意思が確認できる場合を除く。

(1) 商標法第2条第2項に規定する役務(以下「小売等役務」という。)について

(イ) 「衣料品、飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」(以下、「総合小売等役務」という。)に該当する役務を個人(自然人をいう。)が指定してきた場合。

(ロ) 総合小売等役務に該当する役務を法人が指定してきた場合であって、「自己の業務に係る商品又は役務について使用」をするものであるか否かについて調査を行っても、出願人が総合小売等役務を行っているとは認められないとき。

(ハ) 類似の関係にない複数の小売等役務を指定してきた場合。

(2) 商品・役務の全般について

1 区分内での商品又は役務の指定が広範な範囲に及んでいるため、指定商品又は指定役務について商標の使用又は使用の意思があることに疑義がある場合。

3. 上記2. による拒絶理由の通知をした場合、商標の使用又は使用意思の確認は、次のとおり行うものとする。

(1) 「自己の業務に係る商品又は役務について使用」をするものであることを明らかにするためには、少なくとも、類似群ごとに、指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行っているか又は行う予定があることを明らかにする必要があるものとする。

参考資料3-2

<u>う予定があるかを通じて確認する。</u> <u>(3) 業務を行っていることの確認について</u> <u>(イ) 総合小売等役務に属する小売等役務を行っているか否かは、次の事実を考慮して総合的に判断する。</u> ① <u>小売業又は卸売業を行っていること。</u> ② <u>その小売等役務の取扱商品の品目が、衣料品、飲食料品及び生活用品の各範疇にわたる商品を一括して1事業所で扱っていること。</u> ③ <u>衣料品、飲食料品及び生活用品の各範疇のいずれもが総売上高の10%～70%程度の範囲内であること。</u> <u>(ロ) 指定商品又は指定役務に係る業務を出願人等が行っていることは、例えば、次の方法により確認する。</u> ① <u>出願人等の取扱商品が記載されたカタログ、チラシ等の印刷物</u> ② <u>出願人等が運営する店舗及び取扱商品が分かる店内の写真</u> ③ <u>出願人等の取扱商品が分かる取引書類（注文伝票、納品書、請求書、領収書等）</u> ④ <u>出願人等の業務内容、取扱商品が紹介されている新聞、雑誌、インターネット等の記事</u> ⑤ <u>（総合小売等役務の場合）小売等役務に係る商品の売上高が判る資料</u> <u>(4) 業務を行う予定があることの確認について</u> <u>(イ) 指定商品又は指定役務に係る業務を出願人等が行う予定があるか否かは、概ね出願後3～4年以内（登録後3年に相当する時期まで）に商標の使用を開始する意思があることを要する。</u> <u>(ロ) 指定商品又は指定役務に係る業務を出願人等が行う予定があることの確認のためには、商標の使用の意思を明記した文書（①出願に係る商標を使用する意図、②指定商品の生産、譲渡（販売を含む）のいずれの事業を具体的にを行うのか（指定役務の場合はその提供の計画）、③商標の使用の開始時期を明記し、出願人等が記名及び押印（法人の場合は、少なくとも当該事業の担当責任者の記名及び押印）したもの）、及びその準備状況を示す書類（事業計画書）（使用開始に至るまでの具体的な事業の準備状況や計画（商品又は役務の企画の決定、工場や店舗の建設等）を記載したもの）の提出を求める。</u>	(2) 指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行っていることの証明は、例えば、次の証拠方法によるものとする。 ① 印刷物（新聞、雑誌、カタログ、チラシ等） ② 店舗及び店内の写真 ③ 取引書類（注文伝票、納品書、請求書、領収書等） ④ 公的機関等（国、地方公共団体、在日外国大使館、商工会議所等）の証明書 ⑤ 同業者、取引先、需要者等の証明書 ⑥ インターネット等の記事 ⑦ 小売等役務に係る商品の売上高が判る資料等 (3) 小売等役務に係る業務を行っていることの証明は、次によることとする。 (イ) 総合小売等役務に属する小売等役務については、例えば、次の資料によって総合的に証明される。 ① 小売業又は卸売業を行っていること。 ② その小売等役務の取扱商品の品目が、衣料品、飲食料品及び生活用品の各範疇にわたる商品を一括して1事業所で扱っていること。 ③ 衣料品、飲食料品及び生活用品の各範疇のいずれもが総売上高の10%～70%程度の範囲内であること。 (ロ) 総合小売等役務以外の小売等役務については、例えば、次の資料によって総合的に証明される。 ① 小売業又は卸売業を行っていること。 ② その小売業又は卸売業が小売等役務に係る取扱商品を取り扱うものであること。 (4) 指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行う予定があることの証明については、概ね出願後3～4年以内（登録後3年に相当する時期まで）に商標の使用を開始する意思を示す必要があるものとし、そのために商標の使用の意思を明記した文書、及びその準備状況を示す書類（事業計画書）の提出を求める。 前者については、 ① 出願に係る商標を使用する意図 ② 指定商品の生産、譲渡（販売を含む）のいずれの事業を具体的にを行うのか（指定役務の場合はその提供の計画） ③ 商標の使用の開始時期を明記し、出願人が記名及び押印（法人の場合は、少なくとも当該事業の担当責任者の記名及び押印）したものとする。
---	---

なお、商標の使用意思が明確でない場合や当該事業計画に疑義がある場合には、必要に応じその事業の実施や計画を裏付ける書類の提出を求める。

4. 国際商標登録出願について

国際商標登録出願において、国際登録に係る商標が第2条第1項に規定する商標に該当しないことが明らかなときは、本項柱書により登録を受けることができる商標に該当しない。

5. 団体商標について

(1) 団体商標の商標登録出願については、当該団体及びその構成員の双方が使用をしないものばかりでなく、当該団体が指定商品又は指定役務について使用するのみで、その構成員が使用をするものでないときも、本項柱書（第7条第2項の規定により読み替えて適用）により登録を受けることができる商標に該当しない。

(2) 団体商標に相当する商標である旨の記載がなされた国際商標登録出願において、第7条第3項に規定する証明書（第7条第1項の法人であることを証する書面）の提出がされないときは、本項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しない。

なお、団体商標の商標登録出願（国内出願）については、補正指令（方式）の対象となる。

6. 立体商標について

立体商標である旨の記載があっても、願書中の商標登録を受けようとする商標を記載する欄へ記載した商標（以下「願書に記載した商標」という。）が立体商標を構成するものと認められないときは、本項柱書により商標登録を受けることができる商標に該当しない。

後者については、使用開始に至るまでの具体的な事業の準備状況や計画（商品又は役務の企画の決定、工場や店舗の建設等）を記載したものとする。

なお、商標の使用意思が明確でない場合や当該事業計画に疑義がある場合には、必要に応じその事業の実施や計画を裏付ける書類の提出を求めることとする。

(注) 上記2. 及び3. の基準は、平成19年4月1日以降にされた商標登録出願より施行するものとする。

4. 国際商標登録出願において、国際登録に係る商標が第2条第1項に規定する商標に該当しないことが明らかなときは、第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

5. 団体商標の商標登録出願については、当該団体及びその構成員の双方が使用をしないものばかりでなく、当該団体が指定商品又は指定役務について使用するのみで、その構成員が使用をするものでないときも、第3条第1項柱書（第7条第2項の規定により読み替えて適用）により登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

6. 「団体商標」に相当する商標である旨の記載がなされた国際商標登録出願において、第7条第3項に規定する証明書（第7条第1項の法人であることを証する書面）の提出がされないときは、第3条第1項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

なお、団体商標の商標登録出願（国内出願）については、補正指令（方式）の対象となる。

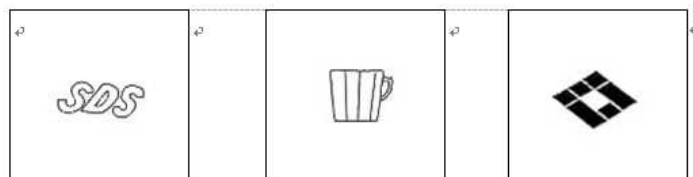
7. 立体商標について

立体商標である旨の記載があっても、願書中の商標登録を受けようとする商標を記載する欄へ記載した商標（以下「願書に記載した商標」という。）が立体商標としての商標の構成及び態様を特定し得るものと認められないときは、第3条第1項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

また、国際商標登録出願についても、同様に取り扱うものとする。

参考資料3-2

(1) 立体商標と認められない例

(イ) 願書に記載した商標が、立体的形状を表したものと認められない場合

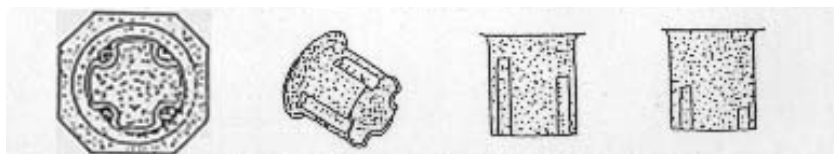
(注) 立体的形状としての厚み等の三次元の物の外観としての形状が表示されておらず、文字、図形、記号と認識される。

(ロ) 願書に記載した商標が、立体的形状と文字、図形、記号が分離して記載されたものと認められる場合



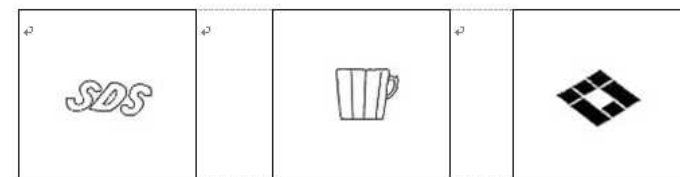
(注) 文字、図形、記号が立体的形状に係る物の表面に貼り付けられたような構成及び態様でなく、分離した構成及び態様であるため、全体としては、三次元の物の外観としての形状が表示されているとはいえず、立体商標として認識することができない。

(ハ) 願書に記載した商標に複数の図が記載されているが、各図の示す標章が合致しない場合



(1) 立体商標の構成及び態様を特定するものとは認められない例

① 願書に記載した商標が三次元の物の外観としての立体的形状として記載がされていない場合



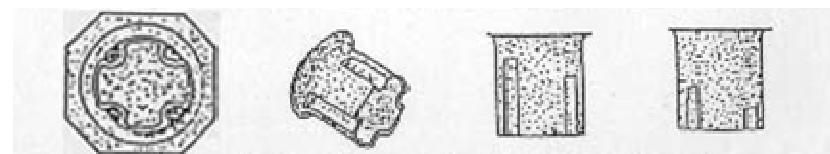
(注) 立体的形状としての厚み等の三次元の物の外観としての形状が表示されておらず、立体商標として認識することができない。

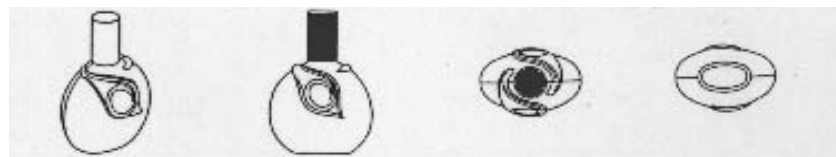
② 願書に記載した商標が立体的形状と平面標章が分離した構成及び態様をもって記載されている場合



(注) 平面標章が立体的形状に係る物の表面に貼り付けられたような構成及び態様でなく、分離した構成及び態様であるため、全体としては、三次元の物の外観としての形状が表示されているとはいえず、立体商標として認識することができない。

③ 願書に記載した商標に複数の図が記載されているが、各図の示す標章が合致しない場合





(注) 各図が表す立体的形状、図形、文字、色彩の付し方等の標章が合致しておらず、一つの立体的形状として特定されていない。

(二) 願書に記載した商標が、指定商品等の形状からなり、その出願に係る指定商品等の中に、本願商標について明らかに商標としての使用態様は採り得ないものが含まれている場合

【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

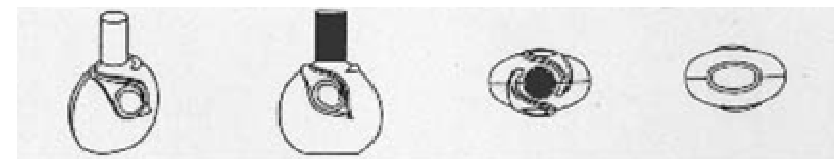
【第5類】

【指定商品（指定役務）】薬剤，歯科用材料，医療用腕環，医療用油紙，衛生マスク，ガーゼ，眼帯，脱脂綿，ばんそうこう，包帯

(注) この場合、第3条第1項柱書の要件を満たさない拒絶理由を通知し、薬剤のみに補正がされれば、拒絶理由が解消する。

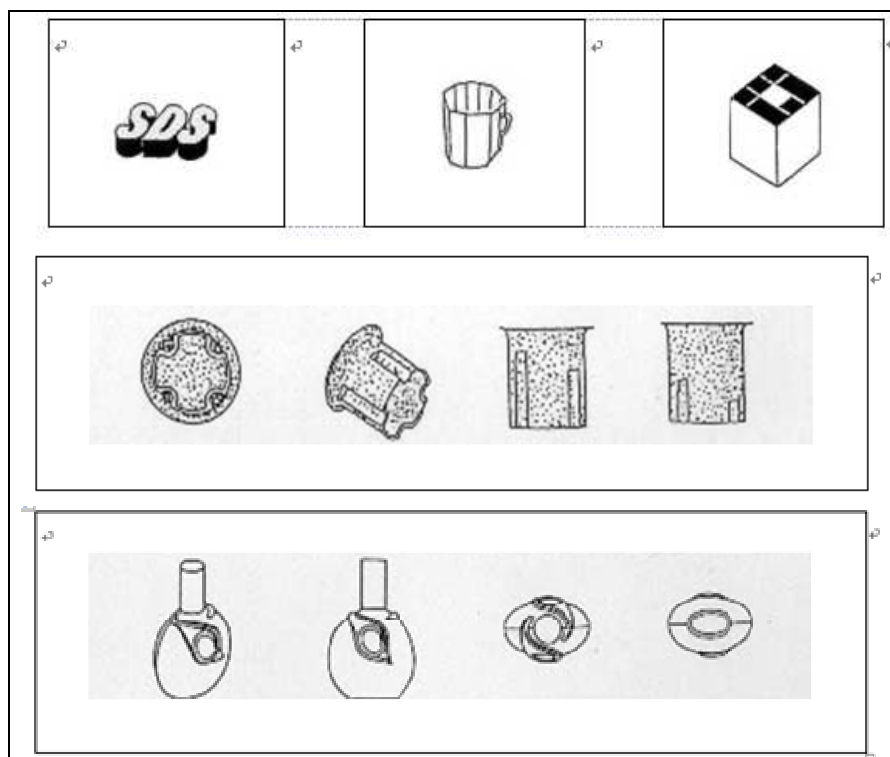
(2) 立体的形状を構成するものと認められる例

願書に記載した商標が、立体的形状または立体的形状と文字、図形、記号が結合しているものと認識できる場合。



(注) 各図が表す立体的形状、図形、文字、色彩の付し方等の標章が合致していない。

(2) 立体商標の構成及び態様を特定し得るものと認められる例

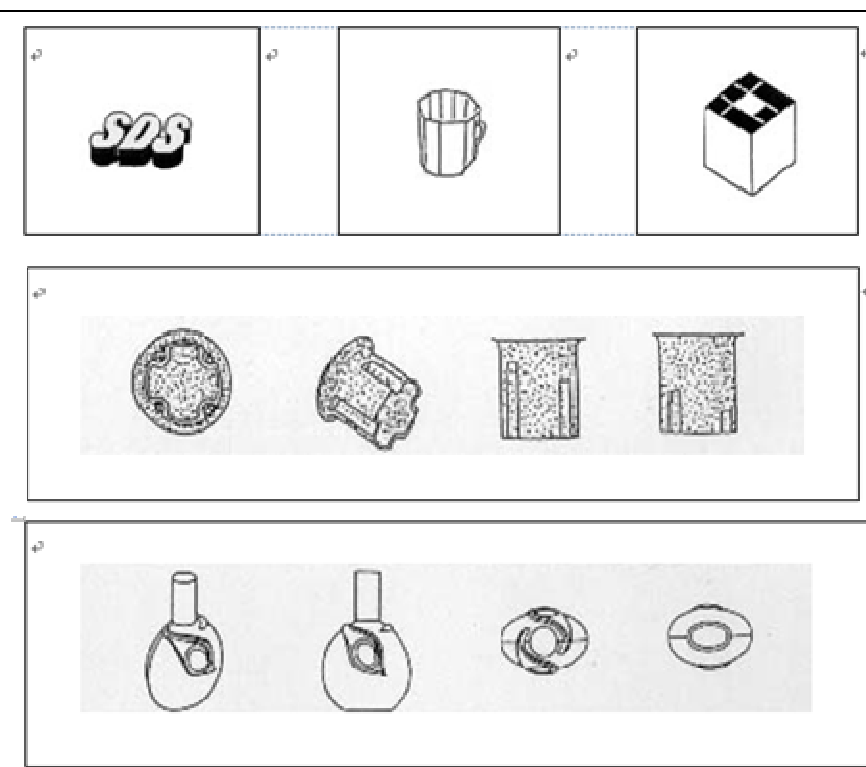


7. 動き商標について

動き商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明から、願書に記載した商標が動き商標を構成するものと認められない場合には、本項柱書により商標登録を受けることができる商標に該当しない。

(1) 動き商標を構成すると認められない例

願書に記載した商標から、時間の経過に伴う標章の変化の状態が確認できない場合。

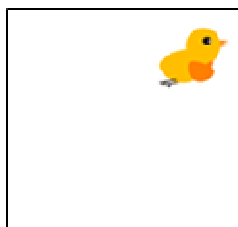


8. 動き商標について

動き商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標及び第5条第4項で規定する商標の詳細な説明（以下「商標の詳細な説明」という。）から動き商標と認められない場合には、第3条第1項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

(1) 動き商標と認められない例

願書に記載した商標である図又は写真から時間の経過に伴う標章の変化の状態が確認できない場合。



(例) 一枚の図によって記載されており、指示線もないため時間の経過に伴う標章の変化の状態が確認できない

(2) 動き商標と認められる例

願書に記載した商標から、時間の経過に伴う標章の変化の状態が確認でき、商標の詳細な説明からもその旨を認識し得る場合。

(例1) 一枚の図によって記載されている例（標章が変化せず移動する例）

【商標登録を受けようとする商標】

【動き商標】

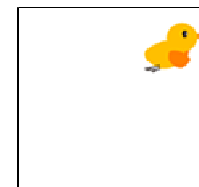
【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、動き商標である。

鳥が、左下から破線の軌跡に従って、徐々に右上に移動する様子を表している。この動き商標は、全体として3秒間である。

なお、図中の破線矢印は、鳥が移動する軌跡を表すための便宜的なものであり、商標を構成する要素ではない。

(例) 一枚の図によって記載されているが、指示線がないため時間の経過に伴う標章の変化の状態が確認できない場合



(2) 動き商標と認められる例

願書に記載した商標が、時間の経過に伴う標章の変化の状態が特定されるように表示された一又は異なる二以上の図又は写真であって、商標の詳細な説明に、動き商標と認識し得る記載がなされている場合。

(例1) 一枚の図によって記載されている例（標章が変化せず移動する例）

【商標登録を受けようとする商標】

【動き商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、動き商標である。

鳥が、左下から破線の軌跡に従って、徐々に右上に移動する様子を表している。この動き商標は、全体として3秒間である。

なお、図中の破線矢印は、鳥が移動する軌跡を表すための便宜的なものであり、商標を構成する要素ではない。

(例2) 異なる複数の図によって記載されている例



8. ホログラム商標について

ホログラム商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明から、願書に記載した商標がホログラム商標を構成するものと認められない場合には、本項柱書により商標登録を受けることができる商標に該当しない。

(1) ホログラム商標と認められない例

願書に記載した商標から、立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果、見る角度により別の表示面が見える効果等のホログラフィーその他の方法による視覚効果による標章の変化の状態が確認できない場合。



(例2) 異なる複数の図によって記載されている例



9. ホログラム商標について

ホログラム商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明からホログラム商標と認められない場合には、第3条第1項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

(1) ホログラム商標と認められない例

願書に記載した商標である図又は写真からホログラフィーその他の方法による視覚効果（立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果、見る角度により別の表示面が見える効果等）による標章の変化の前後の状態が確認できない場合。

(例) 複数の表示面を一枚の図により表しているために、見る角度により別の表示面が見える効果により変化する標章の変化の前後の状態が確認できない場合。



(例) 複数の表示面を一枚の図により表しているために、見る角度の違いから別の表示面が見える効果により変化する標章の変化の前後の状態が確認できない

(2) ホログラム商標と認められる例

願書に記載した商標から、ホログラフィーその他の方法による視覚効果により変化する標章の変化の状態が確認でき、商標の詳細な説明にも、その旨を認識し得る記載がなされている場合。

(例) 複数の表示面が表示されるホログラム商標

【商標登録を受けようとする商標】



【ホログラム商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、見る角度により別の表示面が見えるホログラム商標である。

左側から見た場合には、図1に示すとおり、正面から見た場合には、図2に示すとおり、右側から見た場合には、図3に示すとおりである。

なお、商標の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。

9. 色彩のみからなる商標について

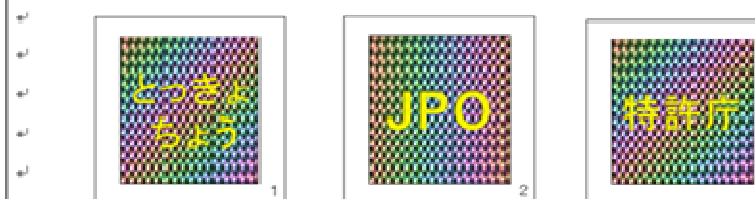
色彩のみからなる商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明から、願書に記載した商標が色彩のみからなる商標を構

(2) ホログラム商標と認められる例

願書に記載した商標が、ホログラフィーその他の方法による視覚効果により変化する標章の変化の前後の状態が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真であって、商標の詳細な説明に、ホログラム商標と認識し得る記載がなされている場合。

(例)

【商標登録を受けようとする商標】



【ホログラム商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、見る角度により別の表示面が見えるホログラム商標である。

左側から見た場合には、図1に示すとおり、正面から見た場合には、図2に示すとおり、右側から見た場合には、図3に示すとおりである。

なお、商標の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。

10. 色彩のみからなる商標について

色彩のみからなる商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明から色彩のみからなる商標と認められない場合には、第

参考資料3-2

成するものと認められない場合には、本項柱書により商標登録を受けることができる商標に該当しない。

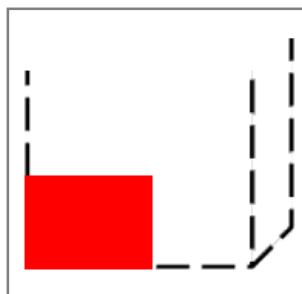
(1) 色彩のみからなる商標と認められない例

(イ) 願書に記載した商標から、文字や図形等を認識させることが明らかである場合



(ロ) 願書に記載した商標から、色彩を付する商品等における位置が特定していると認識できない場合

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩のみからなる商標であり、商品の包装容器の前面左下部を赤色（RGBの組合せ：R255, G0, B0）とする構成からなる。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第5類】

3条第1項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

(1) 色彩のみからなる商標と認められない例

願書に記載した商標から色彩のみからなる商標と認められない場合。

(例) 特定の文字等を認識させることが明らかな場合。

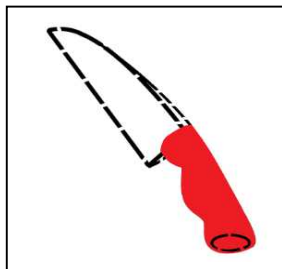


【指定商品（指定役務）】薬剤

（注）包装容器の破線が、全体像を表していない。

（ハ） 商標の詳細な説明に、標章が図形等であると認識させる記載がされている場合

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩のみからなる商標であり、赤色（RGBの組合せ：R255, G0, B0）の包丁の柄の部分の波形の形状からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

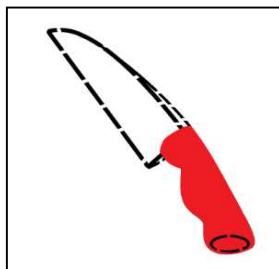
【第8類】

【指定商品（指定役務）】包丁

（注） この場合、第3条第1項柱書及び第5条第5項の要件を満たさない拒絶理由を同時に通知し、標章が色彩のみからなるものであることが明確になるような補正がされれば、通知した双方の拒絶理由が解消する。

(二) 色彩を付する位置を特定するために記載された商品等の形状が、指定商品等の形状として想定し得ない場合

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩のみからなる商標であり、包丁の柄の部分に赤色（RGBの組合せ：R255, G0, B0）とする構成からなる。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第8類】

【指定商品（指定役務）】包丁、手動バリカン

(注) この場合、第3条第1項柱書の要件を満たさない拒絶理由を通知し、「包丁」のみに補正がされれば、拒絶理由は解消する。

(2) 色彩のみからなる商標と認められる例

(イ) 願書に記載した商標から、標章が色彩のみであることが確認でき、商標の詳細な説明にも、その旨を認識し得る記載がなされている場合。

(例1) 単色

【商標登録を受けようとする商標】 ↵



【色彩のみからなる商標】 ↵

【商標の詳細な説明】 ↵

商標登録を受けようとする商標は、色彩のみからなる商標であり、赤色（RGBの組合せ：R255, G0, B0）のみからなるものである。↵

(2) 色彩のみからなる商標と認められる例

(イ) 願書に記載した商標が、色彩を表示した図又は写真であって、商標の詳細な説明に、色彩のみからなる商標と認識し得る記載がなされている場合。

(例1) 単色

【商標登録を受けようとする商標】 ↵



【色彩のみからなる商標】 ↵

【商標の詳細な説明】 ↵

商標登録を受けようとする商標は、色彩のみからなる商標であり、赤色（RGBの組合せ：R255, G0, B0）のみからなるものである。↵

(例2) 色彩の組合せ

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

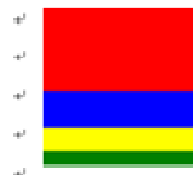
【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩の組合せからなる色彩のみからなる商標である。色彩の組合せとしては、赤色（RGBの組合せ：R255, G0, B0）、青色（RGBの組合せ：R0, G0, B255）、黄色（RGBの組合せ：R255, G255, B0）、緑色（RGBの組合せ：R255, G128, B0）であり、配色は、上から順に、赤色が商標の50パーセント、同じく青色25パーセント、黄色15パーセント、緑色10パーセントとなっている。

- (ロ) 商品等における位置を特定した色彩のみからなる商標について、願書に記載した商標が、商標登録を受けようとする色彩を当該色彩のみで描き、その他の部分を破線で描く等により当該色彩及びそれを付する商品等における位置が特定できるように表示してあり、商標の詳細な説明にも、その旨を認識し得る記載がなされている場合。

(例2) 色彩の組合せ

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

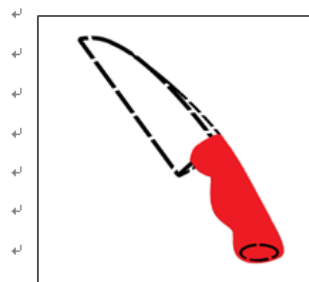
【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩の組合せからなる色彩のみからなる商標である。色彩の組合せとしては、赤色（RGBの組合せ：R255, G0, B0）、青色（RGBの組合せ：R0, G0, B255）、黄色（RGBの組合せ：R255, G255, B0）、緑色（RGBの組合せ：R255, G128, B0）であり、配色は、上から順に、赤色が商標の50パーセント、同じく青色25パーセント、黄色15パーセント、緑色10パーセントとなっている。

- (ロ) 願書に記載した商標が、商標登録を受けようとする色彩を当該色彩のみで描き、その他の部分を破線で描く等により当該色彩及びそれを付する商品等における位置が特定できるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真であって、商標の詳細な説明に、色彩のみからなる商標であると認識し得る記載がなされている場合。

(例1) 商品等における位置を特定する場合

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩のみからなる商標であり、包丁の柄の部分に赤色（RGBの組合せ：R255, G0, B0）とする構成からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

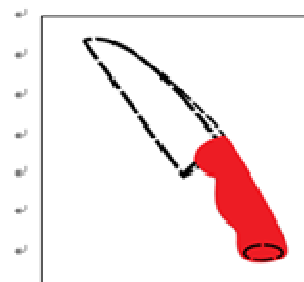
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第8類】

【指定商品（指定役務）】包丁

(例1) 商品等における位置を特定する場合

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩のみからなる商標であり、包丁の柄の部分に赤色（RGBの組合せ：R255, G0, B0）とする構成からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

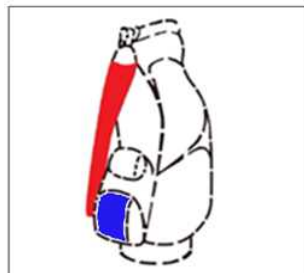
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第8類】

【指定商品（指定役務）】包丁

(例2) 商品等における位置(複数)を特定する場合

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなる商標であり、ゴルフクラブ用バッグのベルト部分を赤色(RGBの組合せ: R255, G0, B0)、ポケットの正面部分を青色(RGBの組合せ: R36, G26, B240)とする構成からなる。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第28類】

【指定商品(指定役務)】ゴルフクラブ用バッグ

10. 音商標について

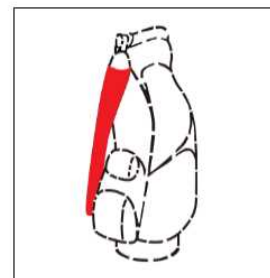
音商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標、経済産業省令で定める物件(以下「物件」という。)及び商標の詳細な説明から、願書に記載した商標が音商標を構成するものと認められない場合には、本項柱書により商標登録を受けることができる商標に該当しない。

(1) 音商標と認められない例

- (イ) 願書に記載した商標に、音を特定するため以外の楽曲のタイトルや作曲者名等の記載がなされている場合

(例2) 商品等における位置を特定する場合

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなる商標であり、ゴルフクラブ用バッグのベルトの部分に赤色(RGBの組合せ: R255, G0, B0)とする構成からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第28類】

【指定商品(指定役務)】ゴルフクラブ用バッグ

11. 音商標について

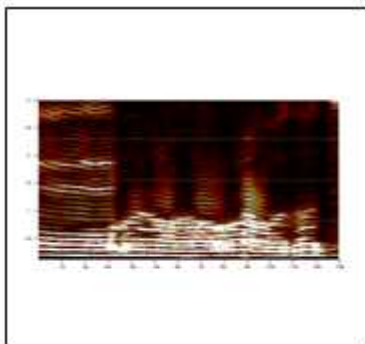
音商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標、経済産業省令で定める物件(以下「物件」という。)及び商標の詳細な説明から音商標と認められない場合には、第3条第1項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

(1) 音商標と認められない例

- (イ) 願書に記載した商標に、楽曲のタイトルや作曲者名等の音商標の構成要素ではないものが記載されている場合。

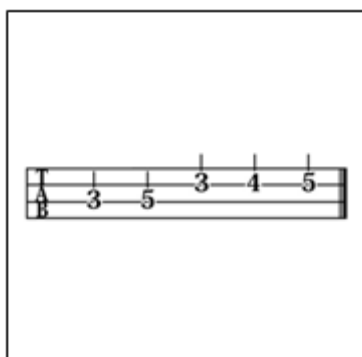
(ロ) 願書に記載した商標が、商標法施行規則第4条の5に定める方法以外の方法で記載されている場合。

(例1) サウンドスペクトログラム（ソノグラム）により記載されている場合



(注) サウンドスペクトログラム（ソノグラム）とは、音を、音響分析装置によって周波数・振幅分布・時間の三次元で表示した記録図のこと。

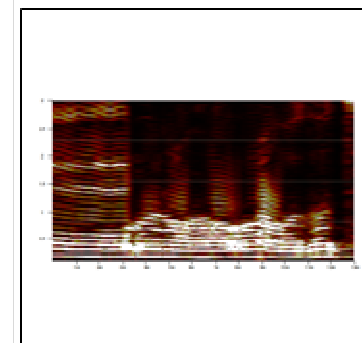
(例2) タブラチュア譜（タブ譜、奏法譜）や文字譜により記載されている場合



(注) タブラチュア譜とは、楽器固有の奏法を文字や数字で表示した楽譜のことで、現在では、ギターの楽譜として多く用いられている。

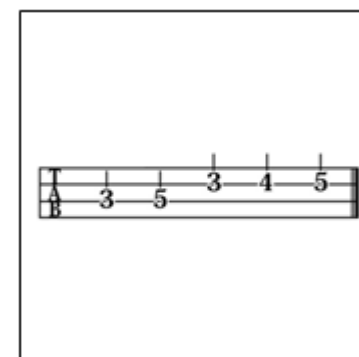
(ロ) 文字又は五線譜以外で記載されている場合。

(例1) サウンドスペクトログラム（ソノグラム）により記載されている場合



(注) サウンドスペクトログラム（ソノグラム）とは、音を、音響分析装置によって周波数・振幅分布・時間の三次元で表示した記録図のこと。

(例2) タブラチュア譜（タブ譜、奏法譜）や文字譜により記載されている場合



(注) タブラチュア譜とは、楽器固有の奏法を文字や数字で表示した楽譜のことで、現在では、ギターの楽譜として多く用いられている。

(2) 音商標と認められる例

願書に記載した商標が、商標法施行規則4条の5に規定された方法により記載され、音を特定するための次に掲げる事項の記載がなされている場合。

(イ) 五線譜により記載されている場合

- ① 音符
- ② 音部記号（ト音記号等）
- ③ テンポ（メトロノーム記号や速度標語）
- ④ 拍子記号（4分の4拍子等）
- ⑤ 言語的要素（歌詞等が含まれるとき）

(例1)



(2) 音商標と認められる例

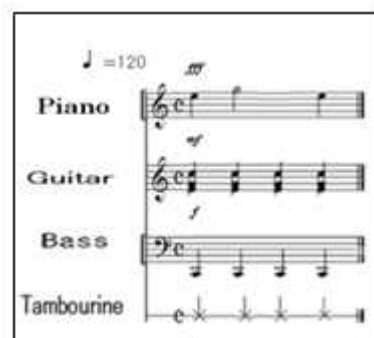
(イ) 次のすべての事項が記載された五線譜により記載されている場合

- ① 音符
- ② 音部記号（ト音記号等）
- ③ テンポ（メトロノーム記号や速度標語）
- ④ 拍子記号（4分の4拍子等）
- ⑤ 言語的要素（歌詞等が含まれるとき）

(例1)



(例2)



(注) 必要がある場合には、五線譜に加えて一線譜を用いて記載することができる。

(例3)

【商標登録を受けようとする商標】



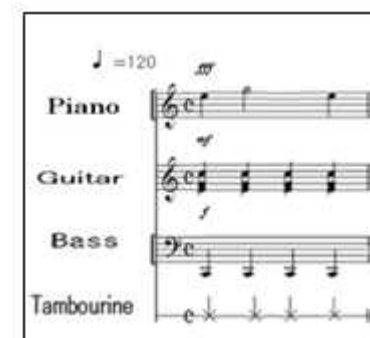
【音商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は音商標であり、音高のない打楽器であるタンバリンを使用して演奏している。

商標は、五線譜中の第三間を一線譜として使用して記載しているものである。

(例2)



(注) 必要がある場合には、五線譜に加えて一線譜を用いて記載することができる。

(注) 演奏楽器として音高のない打楽器のみを使用している場合にかぎり、五線譜中の一線を用いて一線譜として記載ができる。

(p) 文字により記載されている場合

① 音の種類

擬音語又は擬態語と組み合わせる等の方法により特定して記載する（例えば、「ニャー」という猫の鳴き声、「パンパン」と手をたたく音、「ピューピュー」と風の吹く音、「ゴーゴー」と風の吹く音、「カチャカチャ」と機械が動く音、「ウィンウィン」と機械が動く音。）。

② その他音を特定するために必要な要素

音の長さ（時間）、音の回数、音の順番、音の変化等を記載するものとする。
なお、音の変化とは、音量の変化、音声の強弱、音のテンポの変化等のことをいう。

(例)

本商標は、「パンパン」と2
回手をたたく音が聞こえた
後に、「ニャオ」という猫の
鳴き声が聞こえる構成とな
っており、全体で3秒間の
長さである。

1.1. 位置商標について

位置商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明から願書に記載した商標が位置商標を構成するものと認められない場合には、本項柱書により商標登録を受けることができる商標に該当しない。

(p) 次の事項が文字により記載されている場合

① 音の種類

擬音語又は擬態語と組み合わせる等の方法により特定して記載するものとする（例えば、「ニャー」という猫の鳴き声、「パンパン」と手をたたく音、「ピューピュー」と風の吹く音、「ゴーゴー」と風の吹く音、「カチャカチャ」と機械が動く音、「ウィンウィン」と機械が動く音。）。

② その他音を特定するために必要な要素

音の長さ（時間）、音の回数、音の順番、音の変化等を記載するものとする。
なお、音の変化とは、音量の変化、音声の強弱、音のテンポの変化等のことをいう。

(例)

本商標は、「パンパン」と2
回手をたたく音が聞こえた
後に、「ニャオ」という猫の
鳴き声が聞こえる構成とな
っており、全体で3秒間の
長さである。

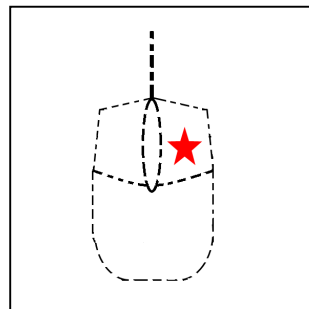
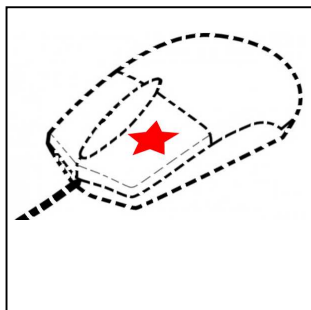
1.2. 位置商標について

位置商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明から位置商標と認められない場合には、第3条第1項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

(1) 位置商標と認められない例

(イ) 願書に記載した商標から、標章を付する位置が特定されない場合。

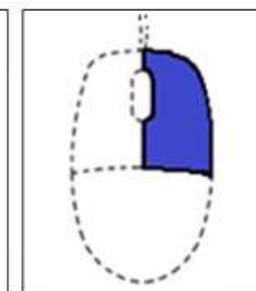
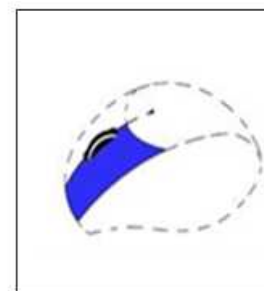
(例) 複数の図によって記載されているが、各図において、商標に係る標章の位置が異なるため、標章を付する商品中の位置が特定できない場合



(1) 位置商標と認められない例

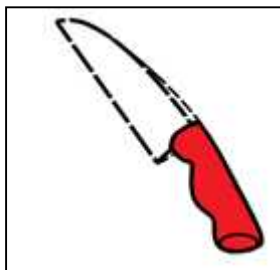
願書に記載した商標から位置商標と認められない場合。

(例) 複数の図によって記載されているが、各図において、商標に係る標章の位置が異なるため、標章を付する商品中の位置が特定できない場合



(ロ) 願書に記載した商標に色彩のみからなると認識し得る記載があり、商標の詳細な説明に、標章が色彩のみであると認識させる記載がされている場合

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、包丁の柄の部分を赤色とする構成からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

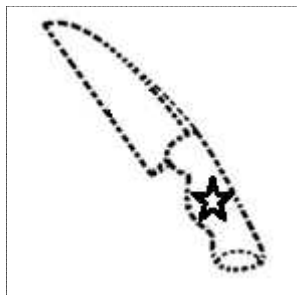
【第8類】

【指定商品（指定役務）】包丁

(注)この場合、商標記載欄の記載が詳細な説明により標章が色彩のみだと特定されてしまう。そのため、第3条第1項柱書及び第5条第5項の要件を満たさないことの拒絶理由を同時に通知し、標章が図形等と色彩の組み合わせからなるものであることが明確になるよう補正されれば、通知した拒絶理由の双方が解消するものとする。

(ハ) 位置を特定するために記載された商品等の形状が、指定商品等の形状として想定し得ない場合

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、包丁の柄の中央部分の左側面に付された星形の図形からなる。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品】第8類「はさみ類，包丁類，刀剣，すみつぼ類」

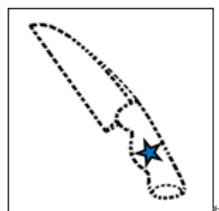
(注) この場合、第3条第1項柱書の要件を満たさない拒絶理由を通知し、包丁類，刀剣」に補正がされれば、拒絶理由は解消する。

(2) 位置商標と認められる例

願書に記載した商標が、商標に係る標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により標章及びそれを付する商品中の位置が特定できるように表示したと認めことができ、商標の詳細な説明にも、その旨を認識し得る記載がなされている場合。

(例1)

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、包丁の柄の中央部分の周縁に付された星形の図形からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第8類】

【指定商品（指定役務）】包丁

(2) 位置商標と認められる例

願書に記載した商標が、商標に係る標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により標章及びそれを付する商品中の位置が特定できるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真であって、商標の詳細な説明に、位置商標と認識し得る記載がなされている場合。

(例1)

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、包丁の柄の中央部分の周縁に付された星形の図形からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

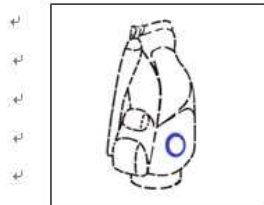
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第8類】

【指定商品（指定役務）】包丁

(例2)

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、ゴルフクラブ用バッグの側面下部に付された図形からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

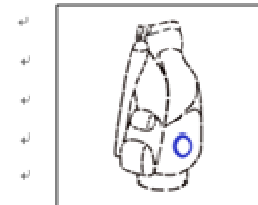
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第28類】

【指定商品（指定役務）】ゴルフクラブ用バッグ

(例2)

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、ゴルフクラブ用バッグの側面下部に付された図形からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第28類】

【指定商品（指定役務）】ゴルフクラブ用バッグ

商標法3条1項1号

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準																														
三、第3条第1項第1号（商品又は役務の普通名称）	三、第3条第1項第1号（商品又は役務の普通名称）																														
その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標	その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標																														
1. 「商品又は役務の普通名称」について (1)「商品又は役務の普通名称」とは、取引者において、その商品又は役務の一般的な名称（略称及び俗称等を含む）であると認識されるに至っているものをいう。 (例)「商品又は役務の普通名称」と認められる例 <table><tr><td>「さんぴん茶」</td><td>商品</td><td>「さんぴん茶」</td></tr><tr><td>「ういろう」</td><td>商品</td><td>「ういろう」</td></tr><tr><td>「サニーレタス」</td><td>商品</td><td>「サニーレタス」</td></tr><tr><td>「スマートフォン」</td><td>商品</td><td>「スマートフォン」</td></tr></table> (例)「商品又は役務の普通名称の略称」と認められる例 <table><tr><td>「スマホ」</td><td>商品</td><td>「スマートフォン」</td></tr><tr><td>「アルミ」</td><td>商品</td><td>「アルミニウム」</td></tr><tr><td>「パソコン」</td><td>商品</td><td>「パーソナルコンピュータ」</td></tr><tr><td>「損保」</td><td>役務</td><td>「損害保険の引受け」</td></tr><tr><td>「空輸」</td><td>役務</td><td>「航空機による輸送」</td></tr></table> (例)「商品又は役務の普通名称の俗称」と認められる例 <table><tr><td>「波の花」</td><td>商品</td><td>「塩」</td></tr></table> なお、商品又は役務の普通名称を単にローマ字又は仮名文字で表示するものも含む。 2. 「普通に用いられる方法で表示する標章」について (1)商品又は役務の取引の実情を十分に考慮し、その標章の表示の態様（書体や全体の構成等）が、取引者において普通に使用する範囲にとどまらない	「さんぴん茶」	商品	「さんぴん茶」	「ういろう」	商品	「ういろう」	「サニーレタス」	商品	「サニーレタス」	「スマートフォン」	商品	「スマートフォン」	「スマホ」	商品	「スマートフォン」	「アルミ」	商品	「アルミニウム」	「パソコン」	商品	「パーソナルコンピュータ」	「損保」	役務	「損害保険の引受け」	「空輸」	役務	「航空機による輸送」	「波の花」	商品	「塩」	1. 1. 本号でいう「普通名称」とは、その名称が特定の業務を営む者から流出した商品又は特定の業務を営む者から提供された役務を指称するのではなく、取引界において、その商品又は役務の一般的な名称であると認識されるに至っているものをいう。 (例) 商品「時計」について、「時計」の商標 役務「美容」について、「美容」の商標 2. 商品又は役務の普通名称には、原則として、その商品又は役務の略称、俗称等も含まれるものとする。 (例) 略称……「アルミ」（アルミニウム） 「パソコン」（パーソナルコンピュータ） 「損保」（損害保険の引受け） 「空輸」（航空機による輸送） 俗称……「波の花」（塩） 「おてもと」（箸） 「一六銀行」（質屋による資金の貸付け） 「呼屋」（演芸の興行の企画又は運営） 3. 「普通に用いられる方法で表示する標章」には、その書体や全体の構成等が特殊な態様のものは、該当しない。 ただし、この場合については、当該商品又は当該役務の取引の実情を十分
「さんぴん茶」	商品	「さんぴん茶」																													
「ういろう」	商品	「ういろう」																													
「サニーレタス」	商品	「サニーレタス」																													
「スマートフォン」	商品	「スマートフォン」																													
「スマホ」	商品	「スマートフォン」																													
「アルミ」	商品	「アルミニウム」																													
「パソコン」	商品	「パーソナルコンピュータ」																													
「損保」	役務	「損害保険の引受け」																													
「空輸」	役務	「航空機による輸送」																													
「波の花」	商品	「塩」																													

特殊なものである場合には、本号における「普通に用いられる方法で表示する標章」には該当しない。

(例)「普通に用いられる方法で表示する標章」と認められる例

・一般的に使用されているフォントで表示するもの

(例)「普通に用いられる方法で表示する標章」と認められない例

・取引者において一般的に使用されていない漢字(当て字)で表示するもの
 の
 ・取引者において普通に使用する範囲にとどまらない特殊な態様(特異なレタリングを含む)で表示するもの

に考慮するものとする。

4. 商品又は役務の普通名称をローマ字又は仮名文字で表示するものは、「普通に用いられる方法で表示する」ものに該当するものとする。

5. (1) 動き商標、ホログラム商標及び位置商標を構成する文字が、商品又は

(1) 動き商標、ホログラム商標及び位置商標を校正する文字が、商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示するもののみからなる場合には、原則として、本号の規定に該当するものとする。

(2) 動き商標が、点が動いた軌跡が線で表され、それが、商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示するもののみからなる場合には、原則として、本号の規定に該当するものとする。

(3) ホログラム商標が、見る角度により別の表示面が見える視覚効果が施されており、商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で複数の表示面に分割されて表されているもののみからなる場合には、原則として、本号の規定に該当するものとする。

6. 商品又は役務の普通名称を単に読み上げたにすぎないと認識させる音商標は、原則として、本号の規定に該当するものとする。

商標法3条1項2号

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準								
四、第3条第1項第2号（慣用商標） その商品又は役務について慣用されている商標	四、第3条第1項第2号（慣用商標） その商品又は役務について慣用されている商標								
1. 「商品又は役務について慣用されている商標」について <u>(1) 「商品又は役務について慣用されている商標」とは、同業者間において一般的に使用されるに至った結果、自己の商品又は役務と他人の商品又は役務とを識別することができなくなった商標をいう。</u> <u>(例) 「商品又は役務について慣用されている商標」と認められる例</u> (1) 文字や図形等からなる商標 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">「純正」「純正部品」</td><td style="width: 50%;">商品「自動車の部品、付属品」</td></tr> <tr> <td>「正宗」</td><td>商品「清酒」</td></tr> <tr> <td>「オランダ船」の図形</td><td>商品「カステラ」</td></tr> <tr> <td>「かきやま」</td><td>商品「あられ」</td></tr> </table> (2) 色彩のみからなる商標 「赤色及び白色の組合せ」（婚礼の執行） 「黒色及び白色の組合せ」（葬儀の執行） (3) 音商標 「石焼き芋の売り声」（焼き芋） 「夜鳴きそばのチャルメラの音」（屋台における中華そばの提供）	「純正」「純正部品」	商品「自動車の部品、付属品」	「正宗」	商品「清酒」	「オランダ船」の図形	商品「カステラ」	「かきやま」	商品「あられ」	1. 本号の「慣用されている商標」とは、同種類の商品又は役務について同業者間において普通に使用されるに至った結果、自己の商品又は役務と他人の商品又は役務とを識別することができなくなった商標をいい、例えば、次のようなものが該当する。 (例) (1) 文字や図形等からなる商標 「正宗」（清酒） 「羽二重餅」（餅菓子） 「オランダ船」の図形（カステラ） 「かきやま」（あられ） 「観光ホテル」（宿泊施設の提供） 「プレイガイド」（興行場の座席の手配） (2) 色彩のみからなる商標 「赤色及び白色の組合せ」（婚礼の執行） 「黒色及び白色の組合せ」（葬儀の執行） (3) 音商標 「石焼き芋の売り声」（焼き芋） 「夜鳴きそばのチャルメラの音」（屋台における中華そばの提供） 2. (1) 動き商標、ホログラム商標及び位置商標を構成する文字等が、商品又は役務の慣用商標のみからなる場合には、原則として、本号の規定に該当するものとする。 (2) 動き商標が、点が動いた軌跡が線で表され、それが商品又は役務の慣用商標を表す文字等を描く場合には、原則として、本号の規定に該当するものとする。 (3) ホログラム商標が、見る角度により別の表示面が見える視覚効果が施されており、商品又は役務の慣用商標を表す文字等が複数の表示面に分割されて
「純正」「純正部品」	商品「自動車の部品、付属品」								
「正宗」	商品「清酒」								
「オランダ船」の図形	商品「カステラ」								
「かきやま」	商品「あられ」								

参考資料 3－2

	表されているもののみからなる場合には、原則として、本号の規定に該当するものとする。 3. 商品又は役務の慣用商標を単に読み上げたにすぎないと認識させる音商標は、原則として、本号の規定に該当するものとする。
--	--

商標法3条1項3号

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
五、第3条第1項第3号（商品の産地、販売地、品質その他の特徴等の表示又は役務の提供の場所、質その他の特徴等の表示） その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。第二十六条第一項第二号及び第三号において同じ。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標 1. 「商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又は役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格」（以下「商品又は役務の特徴等」という。）の<u>判断方法について</u> (1) 商標が、<u>図形又は立体的形状をもって商品又は役務の特徴等を表示する場合は、本号に該当する。</u> (2) 商標が、「コクナール」、「スグレータ」、「とーくべつ」、「うまい」、「早ーい」等のように長音符号を用いて表示されている場合で、長音符号を除いて考察して、商品又は役務の特徴等を表示するものと認められるときは、<u>本号に該当する。</u> (3) 商標が、商品又は役務の特徴等を間接的に表示するにすぎない場合は、<u>本号に該当しない。</u> 2. 商品の「産地」、「販売地」、役務の「提供の場所」について (1) 商標が、<u>国内外の地理的名称（国家、旧国家、首都、地方、行政区画（都道府県、市町村、特別区等）、州、州都、群、省、省都、旧地域（旧国家名を含む）、繁華街、観光地（その所在地又は周辺地域を含む。）、湖沼、山岳、河川公園等を表す名称又はそれらを表す地図）からなる場合、需要者又は取引者が、その地理的名称の表示する土地において、指定商品が生産され若しくは販売され又は指定役務が提供されているであろうと一般に認識されるとき</u>	五、第3条第1項第3号（商品の産地、販売地、品質その他の特徴等の表示又は役務の提供の場所、質その他の特徴等の表示） その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。第二十六条第一項第二号及び第三号において同じ。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標 1. 商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を表示する2以上の標章からなる商標又は役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格（以下「商品又は役務の特徴等」という。）を表示する2以上の標章からなる商標は、<u>本号の規定に該当するものとする。</u> 2. 図形又は立体的形状をもって、商品の産地、販売地、品質、生産若しくは使用の方法等又は役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、提供の方法等を表示する商標は、<u>本号の規定に該当するものとする。</u> 3. (1) 国内外の地理的名称を表示する商標については、その地理的名称の表示する土地において、必ずしも現実に指定商品が生産され若しくは販売されていること又は指定役務が提供されていることを要せず、需要者又は取引者によって、その地理的名称の表示する土地において、指定商品が生産され若しくは販売され又は指定役務が提供されているであろうと一般に認識される場合には、商品の産地若しくは販売地又は役務の提供の場所を表すものとして、<u>本号の規定に該当するものとする。</u> なお、国家名（国家名の略称、現存する国の旧国家名を含む。）、著名な地理的名称（行政区画名、旧国名及び外国の地理的名称を含む。）、繁華な商店街（外国の著名な繁華街を含む。）及び地図を表示する商標は、指定商品の産地若しくは販売地又は指定役務の提供の場所を表すものと認識される蓋然性が高いことから、原則として、<u>本号の規定に該当するものとする。</u> (注) 「国内外の地理的名称」には、国家、首都、州、県、州都、省、省都、郡、

参考資料3-2

は、商品の「産地」若しくは「販売地」又は役務の「提供の場所」に該当する。

(2) 商標が、国家名（国家名の略称、現存する国の旧国家名を含む。）、その他著名な国内外の地理的名称からなる場合は、原則として、商品の「産地」若しくは「販売地」又は役務の「提供の場所」に該当する。

3. 商品の「品質」、役務の「質」について

(1) 商品等の内容を認識させる場合

商標が、指定商品又は指定役務との関係において、その特定の内容等を認識させる場合には、例えば、次のとおりとする。

①「書籍」、映像が記録された「フィルム」、「録音済みの磁気テープ」、「録音済みのコンパクトディスク」、「レコード」等の商品について、商標が、特定の内容を認識させるものと認められる場合には、商品の「品質」を表示するものとする。

(例)「書籍」について「民法」、「小説集」

「録音済みのコンパクトディスク」について、「クラシック音楽」、「日本民謡集」

②「放送番組の制作」の役務については、商標が、提供する役務たる放送番組の特定の内容を認識させるものと認められる場合には、役務の「質」を表示するものとする。

③「映写フィルムの貸与」、「録画済み磁気テープの貸与」、「録音済み磁気テープの貸与」、「録音済みコンパクトディスクの貸与」、「レコードの貸与」等の役務について、商標が、その役務の提供を受ける者の利用に供する物（映写フィルム、録画済みの磁気テープ、録音済みの磁気テープ、録音済みのコンパクトディスク、レコード等）の特定の内容を認識させるものと認められる場合は、役務の「質」を表示するものとする。

④①、②及び③に該当しない場合であっても、「書籍」、「放送番組の制作」等の商品又は役務について、商標が、書籍の題号、放送番組の番組名等として、需要者に認識されていると認められるときには、商品又は役務の特定の内容を認識させるものとして、商品の「品質」又は役務の「質」を表示するものとする。ただし、題号等以外のものとしても認識されている等の事情により、特定の内容を認識させない場合があるものとする。

新聞、雑誌等の「定期刊行物」の商品については、商標が、需要者に題号として認識されていると認められるとしても、原則として、「品質」を表示し

県庁所在地（県都）、旧国、旧地域、地方、市、特別区、行政区画、繁華街、観光地（その所在地又は周辺地域を含む。）、湖沼、山岳、河川、公園等を表す名称や地図が含まれるものとする（以下同じ。）。)

(2) 国内外の地理的名称を表示する商標は、本号の規定に該当しない場合であっても、第3条第1項第6号の規定に該当するものがあることに十分留意する。

4. 指定商品の「品質」、「効能」、「用途」等又は指定役務の「質」、「効能」、「用途」等を間接的に表示する商標は、本号の規定に該当しないものとする。

5. 「コクナール」、「スグレータ」、「とーくべつ」、「うまい」、「早い」等のように長音符号を除いて考察した場合において、商品の品質、用途、効能等又は役務の質、用途、効能等を表示するものと認められるときは、原則として、本号の規定に該当するものとする。

6. 指定商品の形状（指定商品の包装の形状を含む。）又は指定役務の提供の用に供する物の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎない商標は、本号の規定に該当するものとする。

7. (1) 書籍の題号については、題号がただちに特定の内容を表示するものと認められるときは、品質を表示するものとする。

(2) 新聞、雑誌等の定期刊行物の題号は、原則として、自他商品の識別力があるものとする。

8. 映像が記録された「フィルム」については、題名がただちに特定の内容を表示するものと認められるときは、品質を表示するものとする。「録音済みの磁気テープ」、「録音済みのコンパクトディスク」、「レコード」等についても同様とする。

9. 「放送番組名」については、指定役務（放送番組の制作、テレビジョン放送等）との関係において、番組名がただちに特定の内容を表示するものと認められるときは、役務の質を表示するものとする（連続の放送番組名を含む。）。)

10. 指定役務（映写フィルムの貸与、録画済み磁気テープの貸与、録音済み磁気テープの貸与、録音済みコンパクトディスクの貸与、レコードの貸与等）との関係において、その役務の提供を受ける者の利用に供する物（映写フィルム、録画済みの磁気テープ、録音済みの磁気テープ、録音済みのコンパクトディスク、レコード等）の題名がただちに特定の内容を表示するものと認められるときは、役務の質を表示するものとする。

ないものとする。

(2) 人名等の場合

商標が、人名等を表示する場合については、例えば次のとおりとする。

①商品「録音済みの磁気テープ」、「録音済みのコンパクトディスク」、「レコード」について、商標が、その著名性から歌手名又はグループ名であると認められる場合には、その商品の「品質」を表示するものとする。

(3)「飲食物の提供」に係る役務との関係において、商標が、国家名、その他の地理的名称が特定の料理（フランス料理、イタリア料理、北京料理等）を表示するものと認められるときは、その役務の「質」を表示するものとする。

4. 商品の「形状」、役務の「提供の用に供する物」について

(1) 商標が立体商標であり、指定商品の形状（指定商品の包装の形状を含む。）又は指定役務の提供の用に供する物の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎない場合は、「形状」又は「提供の用に供する物」を表示するものとする。

(2) 建築、不動産等等の建築物を取り扱う役務を指定役務について、商標が立体商標であり、その形状が建築物の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎないときは、その役務の「役務の提供の用に供する物」を表示するものとする。

(注)「使用」の定義の解釈規定である第2条第4項においては、その形状を標章の形状とし得る物を規定しているが、立体商標に関しては、本号及び第3条第1項第6号の基準に加え、商標法においては商品には建築物等の不動産が含まれないことを勘案するならば、結果として、建築物の形状について商標登録を受けることができる場合は、その指定商品又は指定役務に関する広告として機能する場合に実質上限られることとなる。

(3) 小売等役務に該当する役務について、出願商標が立体商標であり、その役務の取扱商品の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎないものであるときは、その役務の「提供の用に供する物」を表示するものとする。

5. 「普通に用いられる方法で表示する標章」について

「普通に用いられる方法で表示する標章」については、基準第1三、第3条第1項第1号の2.を準用する。

6. 「のみからなる」について

11. 「飲食物の提供」に係る役務との関係において、外国の国家名、地理的名称等が特定の料理（フランス料理、イタリア料理、北京料理等）を表示するものと認められるときは、その役務の質を表示するものとする。

12. 建築、不動産等等の建築物を取り扱う役務を指定役務とする立体商標であって、それが当該建築物の形状を普通に用いられる方法で表示するにすぎないものであるときは、役務の提供の用に供する物を普通に用いられる方法で表示するものとして、本号の規定を適用することとする。

(注)「使用」の定義の解釈規定である商標法第2条第4項においては、その形状を標章の形状とし得る物を規定しているが、立体商標に関しては、本号及び第3条第1項第6号の基準に加え、商標法においては商品には建築物等の不動産が含まれないことを勘案するならば、結果として、建築物の形状について商標登録を受けることができる場合は、その指定商品又は指定役務に関する広告として機能する場合に実質上限られることとなる。

13. 小売等役務に該当する役務において、商標がその取扱商品を表示する標章と認められるときは、その役務の「提供の用に供する物」を表示するものとする。

14. 本号における「普通に用いられる方法で表示する標章」については、基準第1三、第3条第1項第1号の3.を準用する。

本特徴等を表示する2以上の標章からなる商標は、本号に該当する。

7. 商品又は役務の特徴に該当する色彩のみからなる商標について
商品等が通常有する色彩のみからなる商標については、原則として、本号に該当する。

(1) 商品が通常有する色彩

(イ) 商品の性質上、自然発生的な色彩

(例) 商品「木炭」について、「黒色」

(ロ) 商品の機能を確保するために通常使用される又は不可欠な色彩

(例) 商品「自動車用タイヤ」について、「黒色」

(ハ) その市場において商品の魅力の向上に通常使用される色彩

(例) 商品「携帯電話機」について、「シルバー」

(ニ) その市場において商品に通常使用されてはいないが、使用され得る色彩

(例) 商品「冷蔵庫」について、「黄色」

(ホ) 色模様や背景色として使用され得る色彩

(例) 商品「コップ」について、「縦のストライプからなる黄色、緑色、赤色」

8. 商品又は役務の特徴に該当する音商標について

商品が通常発する音又は役務の提供にあたり通常発する音を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標については、原則として、本号に該当する。

(1) 商品が通常発する音

(イ) 商品から自然発生する音

(例) 商品「炭酸飲料」について、「『シュワシュワ』という泡のはじける音」

(ロ) 商品の機能を確保するために通常使用される又は不可欠な音

(例) 商品「目覚まし時計」について、「『ピピピ』というアラーム音」

なお、商品「目覚まし時計」について、目を覚ますという機能を確保するために電子的に付加されたアラーム音は、「ピピピ」という極めてありふれたものであっても、メロディーが流れるようなものであっても、アラーム音として通常使用されるものである限り、これに該当するものとする。

(2) 役務の提供にあたり通常発する音

(イ) 役務の性質上、自然発生する音

(例) 役務「焼き肉の提供」について、「『ジュー』という肉が焼ける音」

(ロ) 役務の提供にあたり通常使用される又は不可欠な音

15. 商品又は役務の特徴に該当する色彩のみからなる商標について
商品等が通常有する色彩のみからなる商標については、原則として、本号の規定に該当するものとする。

(1) 商品が通常有する色彩

(イ) 商品の性質上、自然発生的な色彩

(例) 商品「木炭」について、「黒色」

(ロ) 商品の機能を確保するために通常使用される又は不可欠な色彩

(例) 商品「自動車用タイヤ」について、「黒色」

(ハ) その市場において商品の魅力の向上に通常使用される色彩

(例) 商品「携帯電話機」について、「シルバー」

(ニ) その市場において商品に通常使用されてはいないが、使用され得る色彩

(例) 商品「冷蔵庫」について、「黄色」

(ホ) 色模様や背景色として使用され得る色彩

(例) 商品「コップ」について、「縦のストライプからなる黄色、緑色、赤色」

16. 商品又は役務の特徴に該当する音商標について

商品が通常発する音又は役務の提供にあたり通常発する音を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標については、原則として、本号の規定に該当するものとする。

(1) 商品が通常発する音

(イ) 商品から自然発生する音

(例) 商品「炭酸飲料」について、「『シュワシュワ』という泡のはじける音」

(ロ) 商品の機能を確保するために通常使用される又は不可欠な音

(例) 商品「目覚まし時計」について、「『ピピピ』というアラーム音」

なお、商品「目覚まし時計」について、目を覚ますという機能を確保するために電子的に付加されたアラーム音は、「ピピピ」という極めてありふれたものであっても、メロディーが流れるようなものであっても、アラーム音として通常使用されるものである限り、これに該当するものとする。

(2) 役務の提供にあたり通常発する音

(イ) 役務の性質上、自然発生する音

(例) 役務「焼き肉の提供」について、「『ジュー』という肉が焼ける音」

(ロ) 役務の提供にあたり通常使用される又は不可欠な音

参考資料3-2

(例) 役務「ボクシングの興行の開催」について、『カーン』というゴングを鳴らす音」	(例) 役務「ボクシングの興行の開催」について、『カーン』というゴングを鳴らす音」 17. (1) 動き商標、ホログラム商標及び位置商標を構成する文字や図形等が、商品又は役務の特徴等を普通に用いられる方法で表示するもののみからなる場合には、原則として、本号の規定に該当するものとする。 (2) 動き商標が、点が動いた軌跡が線で表され、それが商品又は役務の特徴等を普通に用いられる方法で表示するもののみからなる場合には、原則として、本号の規定に該当するものとする。 (3) ホログラム商標が、見る角度により別の表示面が見える視覚効果が施されており、商品又は役務の特徴等が普通に用いられる方法で複数の表示面に分割されて表されているもののみからなる場合には、原則として、商標全体として本号の規定に該当するものとする。 18. 商品又は役務の特徴等を単に読み上げたにすぎないと認識させる音商標は、原則として、本号の規定に該当するものとする。
--	---

商標法3条1項4号

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
六、第3条第1項第4号（ありふれた氏又は名称） ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標 1. 「ありふれた氏又は名称」について (1) 「ありふれた氏又は名称」とは、原則として、同種の<u>氏又は名称</u>が多数存在するものをいう。 (2) <u>著名な地理的名称、ありふれた氏、業種名等やこれらを結合したものに、商号や屋号に慣用的に付される文字や会社等の種類名を表す文字等を結合したものは、原則として、「ありふれた名称」に該当する。</u> ただし、<u>国家名又は行政区画名に業種名が結合したものに、更に会社の種類名を表す文字を結合してなるものについては、他に同一のものが現存しないと認められるときは、この限りでない。</u> (イ) <u>著名な地理的名称について</u> <u>例えば、次のようなものが著名な地理的名称に該当する。</u> <u>（例）「日本」、「東京」、「薩摩」、「フランス」等</u> (ロ) <u>業種名について</u> <u>例えば、次のようなものが業種名に該当する。</u> <u>（例）「工業」、「製薬」、「製菓」、「放送」、「運輸」、「生命保険」等</u> (ハ) <u>商号や屋号に慣用的に付される文字や会社等の種類名について</u> <u>例えば、下記①及び②のようなものが商号や屋号に慣用的に付される文字や会社等の種類名に該当する。</u> ① <u>商号や屋号に慣用的に付される文字</u> <u>「商店」「商会」「屋」「家」「社」「堂」「舎」「洋行」「協会」「研究所」「製作所」「会」「研究会」等</u> ② <u>会社等の種類名を表す文字</u> <u>「株式会社」「有限会社」「相互会社」「一般社団法人」「K. K.」「Co.」「Co.,</u>	六、第3条第1項第4号（ありふれた氏又は名称） ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標 1. 「ありふれた氏又は名称」とは、原則として、同種のものが多数存在するものをいうが、例えば、「50 音別電話帳（日本電信電話株式会社発行）」等においてかなりの数を発見することができるものをいう。 2. 「ありふれた氏又は名称」を仮名文字又はローマ字で表示したときは、原則として、本号の規定に該当するものとする。 3. ありふれた氏、業種名、著名な地理的名称（行政区画名、旧国名及び外国の地理的名称を含む。）等に、「商店」「商会」「屋」「家」「社」「堂」「舎」「洋行」「協会」「研究所」「製作所」「会」「研究会」「合名会社」「合資会社」「有限会社」「株式会社」「K.K.」「Co.」「Co., Ltd.」「Ltd.」等を結合してなる商標は、原則として、本号でいう「ありふれた名称」に該当するものとする。 ただし、行政区画名と業種名とを結合してなる会社名については、普通に採択されうる名称である場合でも、他に同一のものが現存しないと認められるときは、この限りでない。 (例) 「ありふれた名称」でないもの 日本タイプライター株式会社 日本生命保険相互会社

参考資料3-2

<u>Ltd.」「Ltd.」等</u> 2. 「普通に用いられる方法で表示する標章」について 「普通に用いられる方法で表示する標章」については、基準第1三、第3条第1項第1号の2. を準用する。	4. 特定の役務について多数使用されている店名（例えば、アルコール飲料を主とする飲食物の提供及び茶、コーヒー……を主とする飲食物の提供についての「愛」「蘭」等）は、本号には該当せず、第3条第1項第6号の規定に該当するものとする。 5. 本号における「普通に用いられる方法で表示する標章」については、基準第1三、第3条第1項第1号の3. を準用する。 6. (1) 動き商標、ホログラム商標及び位置商標を構成する文字や図形等が、ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示するもののみからなる場合には、原則として、本号の規定に該当するものとする。 (2) 動き商標が、点が動いた軌跡が線で表され、それがありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示するもののみからなる場合は、原則として、本号の規定に該当するものとする。 (3) ホログラム商標が、見る角度により別の表示面が見える視覚効果が施されており、ありふれた氏又は名称が普通に用いられる方法で複数の表示面に分割されて表されているもののみからなる場合には、原則として、商標全体として本号の規定に該当するものとする。 7. ありふれた氏又は名称を単に読み上げたにすぎないと認識させる音商標は、原則として、本号の規定に該当するものとする。
---	--

商標法3条1項5号

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
七、第3条第1項第5号（極めて簡単で、かつ、ありふれた標章） 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標 1. 「極めて簡単」について <u>「極めて簡単」な標章とは、その構成が極めて簡単なものをいう。</u> 2. 「ありふれた」について <u>「ありふれた」標章とは、当該標章が普通に使用されているものをいい、例えば、下記(1)及び(2)のようなものをいう。</u> <u>なお、普通に使用されていると認められるためには、必ずしも特定の商品又は役務を取り扱う分野において使用されていることを要しない。</u> (1) <u>商品の品番、型番、種別、型式、規格等又は役務の種別、等級等を表した記号又は符号（以下「商品又は役務の記号又は符号」という。）として、普通に使用されるもの。</u> (2) <u>輪郭として、普通に使用されるもの。</u> 3. 「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章」について (1) <u>「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章」に該当するものとは、例えば、次のようなものをいう。</u> (イ) <u>数字について</u> <u>数字は、原則として、「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章」に該当する。</u> (ロ) <u>ローマ字について</u> ① <u>ローマ字の1字又は2字からなるもの</u> ② <u>ローマ字の2字を「-」で連結したもの</u> ③ <u>ローマ字の1字又は2字に「Co.」、「Ltd.」又は「K.K.」を付したものの。ただし、「Co.」、「Ltd.」又は「K.K.」が、それぞれ「Company」、「Limited」又は「株式会社」を意味するものと認められる場合に限る。</u> (ハ) <u>仮名文字について</u> ① <u>仮名文字（変体仮名を含む。）1字</u> ② <u>仮名文字のうち、ローマ字の1字の音を表示したものと認識されるもの</u> ③ <u>仮名文字のうち、ローマ字の2字の音を表示したものと認識されるもののうち、そのローマ字が商品又は役務の記号又は符号として普通に使用</u>	七、第3条第1項第5号（極めて簡単で、かつ、ありふれた標章） 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標 1. 仮名文字（変体仮名を含む。）1字、1本の直線、波線、輪郭として普通に用いられる△、□、○、◇、<u>、</u>、月桂樹若しくは盾の図形、又は球、立方体、直方体、円柱、三角柱の立体的形状等は、本号の規定に該当するものとする。 2. (1) ローマ字の1字若しくは2字からなるとき、ローマ字の1字にその音を仮名文字で併記したとき、又は、ローマ字の1字の音を仮名文字で表示したときは、本号の規定に該当するものとする。 (2) ローマ字の2字の音を仮名文字で表示したときは、本号の規定に該当しない。ただし、ローマ字が商品又は役務の記号・符号として普通に使用される商品又は役務については、この限りでない。 (3) ローマ字の2字を「-」で連結したとき、又は、ローマ字の1字若しくは2字に「Co.」、「Ltd.」若しくは「K.K.」を付した場合において「Co.」、「Ltd.」若しくは「K.K.」がそれぞれ「Company」、「Limited」若しくは「株式会社」を意味するものと認められるときは、本号の規定に該当する。ただし、ローマ字の2字を「&」で連結したときは、この限りでない。 (4) ローマ字の2字を、例えば、<u>の</u>ように、モノグラムで表示したときは、本号の規定に該当しない。

用されるもの

- ④ 仮名文字のうち、1桁又は2桁の数字から生ずる音を表示したものと認識されるもの

(例)「トウエルブ」、「じゅうに」

- ⑤ 仮名文字のうち、3桁の数字から通常生ずる音を表示したものと認識されるもの(例：ファイブハンドレッドアンドテン)

(二) ローマ字又は数字から生ずる音を併記したものについて

① ローマ字の1字に、その音を仮名文字で併記したもの

② 1桁又は2桁の数字に、それから生ずる音を併記したもの

(ホ) ローマ字と数字を組み合わせたものについて

① ローマ字の1字又は2字と数字を組み合わせたもの(例：A B 2)

② ①に更にローマ字又は数字を組み合わせており、商品又は役務の記号又は符号として普通に使用されるもの(例：A 6 B)。ただし、ローマ字は2字までとする。

(ヘ) 図形について

1本の直線、波線、輪郭として普通に用いられる△、□、○、◇、※、♡、盾等の図形

(ト) 立体的形状について

球、立方体、直方体、円柱、三角柱等の立体的形状

(チ) 簡単な輪郭内に記したものについて

簡単な輪郭内に、(イ)ないし(ホ)に該当するものを記したものは、原則として、「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章」に該当する。

(2) 「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章」に該当しないものとは、例えば、次のようなものをいう。

(イ) ローマ字の2字を「&」で連結したもの

(ロ) ローマ字の2字を、例えば、のように、モノグラムで表示したもの

(ハ) 仮名文字のうち、ローマ字の2字の音を表示したものと認識されるものは、原則として、「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章」に該当しない。

(ニ) 仮名文字のうち、3桁の数字から生ずる音を表示したものと認識されるが、通常生ずる音とは認められないもの(例：ファイブテン)

(ホ) ローマ字の1字又は2字と数字を組み合わせたものに、さらにローマ字を組み合わせたものは、原則として、「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章」に該当しない。

3. (1) 数字は、原則として、本号の規定に該当する。

(2) 1桁又は2桁の数字から生ずる音を、例えば「ワンツウ」、「トウエルブ」、「じゅうに」のように表示したとき、又は、これらに数字を併記したときは、原則として、本号の規定に該当するものとする。

(3) 3桁以上の数字から生ずる音を仮名文字で表示したときは、次のように取り扱うものとする。

(イ) 本号の規定に該当する例

「ワンハンドレッド アンド トウエンテイスリー」

「ヒヤクニジュウサン」

(ロ) 本号の規定に該当しない例

「ワン ツウ スリー」

4. 簡単な輪郭内に、上記1.、2. の(1)及び(3)、並びに3. の(1)、(2)及び(3)(イ)の文字を記したものは、原則として、本号の規定に該当するものとする。

44

商標法3条1項6号

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
八、第3条第1項第6号（前号までのほか、識別力のないもの） 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標 1. 本項第1号ないし第5号に該当しないものであっても、一般に使用される標章であって、<u>識別力がない場合には、本号に該当する。</u> 2. 指定商品若しくは指定役務の宣伝広告、又は指定商品若しくは指定役務との直接的な関連性は弱いものの企業理念・経営方針等を表示する標章のみからなる商標について (1) 出願商標が、その商品若しくは役務の宣伝広告又は企業理念・経営方針等を普通に用いられる方法で表示したものとしてのみ認識させる場合には、本号に該当する。 出願商標が、その商品若しくは役務の宣伝広告又は企業理念・経営方針等としてのみならず、造語等としても認識できる場合には、本号に該当しない。 (2) 出願商標が、その商品又は役務の宣伝広告としてのみ認識されるか否かは、全体から生じる観念と指定商品又は指定役務との関連性、指定商品又は指定役務の取引の実情、商標の構成及び態様等を総合的に勘案して判断する。 (イ) 商品又は役務の宣伝広告を表示したものとしてのみ認識させる事情 (例) ①指定商品又は指定役務の説明を表すこと ②指定商品又は指定役務の特性や優位性を表すこと ③指定商品又は指定役務の品質、特徴を簡潔に表すこと ④商品又は役務の宣伝広告に一般的に使用される語句からなること（ただし、指定商品又は指定役務の宣伝広告に実際に使用されている例があることは要しない） (ロ) 商品又は役務の宣伝広告以外を認識させる事情 (例) ①指定商品又は指定役務との関係で直接的、具体的な意味合いが認められないこと ②出願人が出願商標を一定期間自他商品・役務識別標識として使用し、第	八、第3条第1項第6号（前号までのほか、識別力のないもの） 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標 2. 標語（例えば、キャッチフレーズ）は、原則として、本号の規定に該当するものとする。

三者が出願商標と同一又は類似の語句を宣伝広告として使用していないこと

(3) 出願商標が、企業理念・経営方針等としてのみ認識されるか否かは、全体から生ずる観念、取引の実情、全体の構成及び態様等を総合的に勘案して判断する。

(イ) 企業理念・経営方針等としてのみ認識させる事情

(例)

① 企業の特性や優位性を記述すること

② 企業理念・経営方針等を表す際に一般的に使用される語句で記述していること

(ロ) 企業理念・経営方針等以外を認識させる事情

(例)

① 出願人が出願商標を一定期間自他商品・役務識別標識として使用し、第三者が出願商標と同一又は類似の語句を企業理念・経営方針等を表すものとして使用していないこと

3. 単位等を表示する商標について

商標が、指定商品又は指定役務との関係から、商慣習上数量を表示する場合に一般的に用いられる表記（「メートル」、「グラム」、「Net」、「Gross」等）として認識される場合は、本号に該当する。

4. 現元号を表示する商標について

商標が、現元号として認識される場合（「平成」、「HEISEI」等）は、本号に該当する。

5. 国内外の地理的名称を表示する商標について

商標が、事業者の設立地・事業所の所在地、指定商品の仕向け地・一時保管地若しくは指定役務の提供に際する立ち寄り地（港・空港等）等を表す国内外の地理的名称として認識される場合は、本号に該当する。

3. 商慣習上、例えば、「Net」、「Gross」等のように、その商品又は役務の数量等を表示する場合に用いられる文字等は、原則として、本号の規定に該当するものとする。

4. 現元号をあらわす「平成」の文字は、本号の規定に該当するものとする。

5. 事業者の設立地・事業所の所在地、指定商品の仕向け地・一時保管地若しくは指定役務の提供に際する立ち寄り地（港・空港等）等（以下「事業者の設立地等」という。）の国内外の地理的名称を表示する商標又は事業者の設立地等として一般に認識される国内外の地理的名称を表示する商標は、第3条第1項第3号の規定に該当しない場合であっても、事業者の設立地等として多くの場合にすでに一般的に使用されあるいは将来必ず一般的に使用されるものであることを踏まえ、原則として、本号の規定に該当するものとする。

参考資料3-2

6. 取扱商品の産地等を表示する商標について

小売等役務に該当する役務において、商標が、その取扱商品の産地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を表示するものと認識される場合は、本号に該当する。

7. 地模様からなる商標について

商標が、模様の連続反復する図形等により構成されているため、単なる地模様として認識される場合には、本号に該当する。

ただし、地模様と認識される場合であっても、その構成において特徴的な形態が見いだされる等の事情があれば、本号の判断において考慮する。

8. 店舗又は事務所の形状からなる商標について

商標が、立体的形状であり、指定商品又は指定役務を取り扱う店舗又は事業所の形状にすぎないと認識される場合は、本号に該当する。

9. 店名として多数使用されている商標について

商標が、指定役務において店名として多数使用されていることが明らかな場合（「スナック」、「喫茶」等の業種を表す文字を付加結合したもの又は当該店名から業種をあらわす文字を除いたものを含む）は、本号に該当する。

（例）

①第43類「アルコール飲料を主とする飲食物の提供」について、「さくら」「愛」「ひまわり」「蘭」

②第43類「茶・コーヒー・ココア・清涼飲料又は果実飲料を主とする飲食物の提供」について、「ひまわり」「たんぽぽ」

8. 小売等役務に該当する役務において、商標がその取扱商品の産地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を表示するものと認められるときは、原則として、本号に該当するものとする。ただし、第3条第1項第3号に該当するものを除く。

1. 地模様（例えば、模様のなものの連続反復するもの）のみからなるものは、本号の規定に該当するものとする。

7. 指定商品又は指定役務を取り扱う店舗又は事業所の形状にすぎないものと認められる立体商標（第3条第1項第3号に該当するものを除く。）は、原則として、本号の規定を適用するものとする。

6. (1) 特定の役務について多数使用されている店名（第3条第1項第4号に該当するものを除く。）は、本号の規定に該当するものとする。

（該当する例）

アルコール飲料を主とする飲食物
の提供 茶、コーヒー……を
主とする飲食物の提供

➡ 「愛」「純」「ゆき」「蘭」
「オリーブ」「フレンド」

(2) (1)に該当する店名に「スナック」、「喫茶」等の業種をあらわす文字を付加結合したもの又は当該店名から業種をあらわす文字を除いたものも、原則として、本号の規定に該当するものとする。

9. (1) 動き商標、ホログラム商標及び位置商標を構成する文字や図形等が、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができないもののみからなる場合には、原則として、本号の規定に該当するものとする。

(2) 動き商標が、点が動いた軌跡が線で表され、それが需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができないものを描く場合も、原則として、本号の規定に該当するものとする。

(3) ホログラム商標が、見る角度により別の表示面が見える視覚効果が施

参考資料3-2

10. 色彩のみからなる商標について

色彩のみからなる商標は、第3条第1項第2号及び第3号に該当するもの以外は、原則として、本号に該当する。

(該当する例)

役務の提供の用に供する物が通常有する色彩

11. 音商標について

(1) 音商標を構成する音の要素（音楽的要素及び自然音等）及び言語的要素（歌詞等）を総合して、商標全体として考察するものとする。

(2) 言語的要素が本号に該当しない場合には、商標全体としても本号に該当しないものとする。

(3) 音の要素が本号に該当しない場合には、商標全体としても本号に該当しないものとする。

例えば、次のような音の要素のみからなる音商標については、需要者に自他商品・役務の識別標識として認識されないため、原則として、本号に該当する。

(イ) 自然音を認識させる音

自然音には、風の吹く音や雷の鳴る音のような自然界に存在する音のみならず、それに似せた音、人工的であっても自然界に存在するように似せた音も含まれる。

(ロ) 需要者にクラシック音楽、歌謡曲、オリジナル曲等の楽曲としてのみ認識される音

(例) CM等の広告において、BGMとして流されるような楽曲

(ハ) 商品の機能を確保するために又は役務の提供にあたり、通常使用されずまた不可欠でもないが、商品又は役務の魅力を向上させるにすぎない音

(例) 商品「子供靴」について、「歩くたびに鳴る『ピヨピヨ』という音」

(ニ) 広告等において、需要者の注意を喚起したり、印象付けたり、効果音として使用される音

(例) 商品「焼肉のたれ」の広告における「ビールを注ぐ『コポコポ』という効果音」

されており、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない文字等が複数の表示面に分割されて表されている場合には、原則として、本号の規定に該当するものとする。

10. 色彩のみからなる商標について

色彩のみからなる商標は、第3条第1項第2号及び第3号の規定に該当するもの以外は、原則として、本号の規定に該当するものとする。

(該当する例)

役務の提供の用に供する物が通常有する色彩

11. 音商標について

(1) 音商標を構成する音の要素（音楽的要素及び自然音等）及び言語的要素（歌詞等）を総合して、商標全体として考察するものとする。

(2) 言語的要素が本号の規定に該当しない場合には、商標全体としても本号の規定に該当しないものとする。

(3) 音の要素が本号の規定に該当しない場合には、商標全体としても本号の規定に該当しないものとする。

例えば、次のような音の要素のみからなる音商標については、需要者に自他商品・役務の識別標識として認識されないため、原則として、本号の規定に該当するものとする。

(イ) 自然音を認識させる音

自然音には、風の吹く音や雷の鳴る音のような自然界に存在する音のみならず、それに似せた音、人工的であっても自然界に存在するように似せた音も含まれる。

(ロ) 需要者にクラシック音楽、歌謡曲、オリジナル曲等の楽曲としてのみ認識される音

(例) CM等の広告において、BGMとして流されるような楽曲

(ハ) 商品の機能を確保するために又は役務の提供にあたり、通常使用されずまた不可欠でもないが、商品又は役務の魅力を向上させるにすぎない音

(例) 商品「子供靴」について、「歩くたびに鳴る『ピヨピヨ』という音」

(ニ) 広告等において、需要者の注意を喚起したり、印象付けたり、効果音として使用される音

(例) 商品「焼肉のたれ」の広告における「ビールを注ぐ『コポコポ』という効果音」

参考資料 3-2

(例) テレビCMの最後に流れる「『ポーン』という需要者の注意を喚起する音」 (ホ) 役務の提供の用に供する物が発する音 (例) 役務「車両による輸送」について、「車両の発するエンジン音」 (例) 役務「コーヒーの提供」について、「コーヒー豆をひく音」 12. 上記1. ないし 11. に掲げる商標においても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるに至っているものについては、本号に<u>該当しない</u>。	う効果音」 (例) テレビCMの最後に流れる「『ポーン』という需要者の注意を喚起する音」 (ホ) 役務の提供の用に供する物が発する音 (例) 役務「車両による輸送」について、「車両の発するエンジン音」 (例) 役務「コーヒーの提供」について、「コーヒー豆をひく音」 12. 上記1. ないし 11. に掲げる商標においても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるに至っているものについては、本号の規定に該当しないものとする。
--	--

商標法3条2項

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
第2 第3条第2項（使用による識別性） 前項第三号から第五号までに該当する商標であっても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。 1. 商標の「使用」について (1) 商標について 出願商標と使用商標とが外観において異なる場合は、出願商標を使用しているとは認めない。 ただし、出願商標と使用商標とが外観上厳密には一致しない場合であっても、外観上の差異の程度や指定商品又は指定役務における取引の実情を考慮して、商標としての同一性を損なわないものと認められるときは使用しているものと認める。 ①同一性が認められる例 (イ)出願商標と使用商標が文字の表記方法として縦書きと横書きの違いがあるに過ぎない場合 (ロ)出願商標と使用商標が共に一般的に用いられる字体であり、取引者又は需要者の注意をひく特徴を有せず、両者の字体が近似している場合 (ハ)出願商標と使用商標の立体的形状の特徴的部分が同一であり、その他の部分にわずかな違いが見られるに過ぎない場合 ②同一性が認められない例 (イ)出願商標が草書体の漢字であるのに対し、使用商標が楷書体又は行書体の漢字である場合 (ロ)出願商標が平仮名であるのに対し、使用商標が片仮名、漢字又はローマ字である場合 (ハ)出願商標がアラビア数字であるのに対し、使用商標が漢数字である場合 (ニ)出願商標が  のような態様であるのに対し、使用商標が 、、、である場合 (ホ)出願商標が立体商標であるのに対し使用商標が平面商標である場合、又は出願商標が平面商標であるのに対し使用商標が立体商標である場合	第2 第3条第2項（使用による識別性） 前項第三号から第五号までに該当する商標であっても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。 1. 本項でいう「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの」とは、特定の者の出所表示として、その商品又は役務の需要者の間で全国的に認識されているものをいう。 2. (1) 本項を適用して登録が認められるのは、出願された商標（動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標については、願書に記載した商標、商標の詳細な説明又は物件から特定される商標。以下「出願商標」という。）及び指定商品又は指定役務と、使用されている商標（以下「使用商標」という。）及び商品又は役務とが同一の場合のみとする。 (2) 例えば、次のように、出願商標と使用商標とが外観において異なる場合は、使用により識別力を有するに至った商標とは認められないものとする。 (イ) 出願商標が草書体の漢字であるのに対し、使用商標が楷書体又は行書体の漢字である場合 (ロ) 出願商標が平仮名であるのに対し、使用商標が片仮名、漢字又はローマ字である場合 (ハ) 出願商標がアラビア数字であるのに対し、使用商標が漢数字である場合 (ニ) 出願商標が  のような態様であるのに対し、使用商標が 、、、である場合 (ホ) 出願商標が立体商標であるのに対し使用商標が平面商標である場合、又は出願商標が平面商標であるのに対し使用商標が立体商標である場合 (3) 出願商標と使用商標とが厳密には一致しない場合であっても、例えば、その違いが明朝体とゴシック体、縦書きと横書きにすぎない等外観において同視できる程度に商標としての同一性を損なわないものと認められるときに

(2) 商品又は役務について

出願商標の指定商品又は指定役務と使用商標の商品又は役務とが異なる場合には、指定商品又は指定役務について出願商標を使用しているとは認めない。ただし、指定商品又は指定役務と使用する商品又は役務とが厳密には一致しない場合であっても、取引の実情を考慮して、指定商品又は指定役務と使用商品又は使用役務の同一性が損なわれないと認められるときは使用しているものと認める。

2. 「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの」について**(1) 需要者の認識について**

「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの」とは、何人かの出所表示として、その商品又は役務の需要者の間で全国的に認識されているものをいう。

(2) 考慮事由について

「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの」に該当するか否かは、次のような事実を総合勘案して判断する。

- ① 商標の構成及び態様
- ② 商標の使用態様、使用数量（生産数、販売数等）、使用期間及び使用地域
- ③ 広告宣伝の方法、期間、地域及び規模
- ④ 出願人以外（団体商標の商標登録出願の場合は「出願人又はその構成員以外」とする。）の者による出願商標と同一又は類似する標章の使用の有無及び使用状況
- ⑤ 商品又は役務の性質その他の取引の実情

(3) 証拠方法について

(2)の事実は、例えば、次のような証拠方法により立証することができるものとする。

- ① 使用商標及び使用態様が分かる写真又は動画等
- ② 取引書類（注文伝票（発注書）、出荷伝票、納入伝票（納品書及び受領書）、請求書、領収書又は商業帳簿等）
- ③ 出願人による広告物（新聞、雑誌、カタログ、ちらし、テレビCM等）及びその実績が分かる証拠物
- ④ 出願商標に関する出願人以外の者による紹介記事（一般紙、業界紙、雑誌

は、本項の判断において考慮するものとする。

3. (1) 商標が使用により識別力を有するに至ったかどうかは、例えば、次のような事実を総合勘案して判断するものとする。

具体的には、商標の使用状況に関する事実を量的に把握し、それによってその商標の需要者の認識の程度を推定し、その大小ないし高低等により識別力の有無を判断するものとする。

- ① 実際に使用している商標並びに商品又は役務
- ② 使用開始時期、使用期間、使用地域
- ③ 生産、証明若しくは譲渡の数量又は営業の規模（店舗数、営業地域、売上高等）
- ④ 広告宣伝の方法、回数及び内容
- ⑤ 一般紙、業界紙、雑誌又はインターネット等における記事掲載の回数及び内容
- ⑥ 需要者の商標の認識度を調査したアンケートの結果

(2) 上記(1)の事実は、例えば、次のような証拠方法によるものとする。

- ① 広告物（新聞、雑誌、カタログ、ちらし、テレビCM等）
 - ② 仕切伝票、納入伝票、注文伝票、請求書、領収書又は商業帳簿
 - ③ 商標が使用されていることを明示する写真又は動画
 - ④ 広告業者、放送業者、出版業者又は印刷業者の証明書
 - ⑤ 同業者、取引先、需要者等の証明書
 - ⑥ 公的機関等（国、地方公共団体、在日外国大使館、商工会議所等）の証明書
 - ⑦ 一般紙、業界紙、雑誌又はインターネット等の記事
 - ⑧ 需要者を対象とした商標の認識度調査（アンケート）の結果報告書
- ただし、需要者の認識度調査（アンケート）は、実施者、実施方法、対象者等その客観性について十分に考慮するものとする。

参考資料3-2

又はインターネットの記事等)

⑤需要者を対象とした出願商標の認識度調査(アンケート)の結果報告書(ただし、実施者、実施方法、対象者等作成における公平性及び中立性について十分に考慮する。)

(4) 商標を他の商標と組み合わせている場合について

出願商標を他の商標と組み合わせて使用している場合は、出願商標部分のみで独立して識別力を有するに至っているかを判断する。

(5) 団体商標について

団体商標においては、特に、その構成員の使用に関する事実を勘案するものとする。なお、構成員の使用事実に関する証拠方法については、その者が構成員であることを証する書類を要するものとする。

(6) 小売等役務について

小売等役務の商標においては、商標が商品や商品の包装、商品の価格表、取引書類、広告自体に表示されている場合には、その表示態様に応じて、商標が個別具体的な商品の出所を表示しているのか、又は、取扱商品に係る小売等役務の出所を表示しているのかを考察し、小売等役務についての使用であるか否かを判断する。

3. 動き商標について

(1) 本項の適用が認められる例

使用商標中に、出願商標の構成要素以外の要素が含まれているが、出願商標部分のみが独立して自他商品・役務の識別標識として認識されると認められる場合。

(例) 使用商標として動き商標がテレビCM全体の一部についてのみに使用されている動画が提出されたが、出願商標と同一の部分が需要者に強い印象を与え、独立して自他商品・役務の識別標識として認識される場合。

(2) 本項の適用が認められない例

①使用商標が、出願商標と相違する場合(標章の相違、時間の経過に伴う標章の変化の状態の相違等)。

(3) 商標が使用により識別力を有するに至ったかどうかについては、出願人以外(団体商標の商標登録出願の場合は「出願人又はその構成員以外」とする。)の者による使用の有無及びその使用の状況を確認の上、判断するものとする。

(4) 団体商標が使用により識別力を有するに至ったかどうかの判断については、特に、その構成員の使用に関する(1)の事実を勘案するものとする。

なお、各構成員の(2)に関する書類を証拠方法とするときは、その者が構成員であることを証する書類を要するものとする。

(5) 小売等役務についての商標が使用により識別力を有するに至ったことを証明する場合においては、この基準第1の二(第3条第1項柱書)の3.(3)により、小売等役務に係る業務を行っていることの証明を要するものとする。

(6) 小売等役務についての商標に関する使用の証明においては、商標が商品や商品の包装、商品の価格表、取引書類、広告自体に表示されている場合には、その表示態様に応じて、商標が個別具体的な商品の出所を表示しているのか、又は、取扱商品に係る小売等役務の出所を表示しているのかを考察し、小売等役務についての使用であるか否かを判断するものとする。

4. 動き商標の出願商標と使用商標の同一性について

(1) 同一性が認められる例

使用商標中に、出願商標の構成要素以外の要素が含まれているが、出願商標部分のみが独立して自他商品・役務の識別標識として認識されると認められる場合。

(例) 使用商標として動き商標がテレビCM全体の一部についてのみに使用されている動画が提出されたが、出願商標と同一の部分が需要者に強い印象を与え、独立して自他商品・役務の識別標識として認識される場合。

(2) 同一性が認められない例

①使用商標が、出願商標と相違する場合(標章の相違、時間の経過に伴う標章の変化の状態の相違等)。

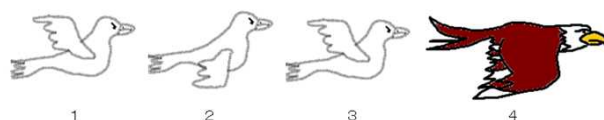
② 使用商標中に、出願商標の構成要素以外の要素が含まれている場合であって、出願商標部分のみが独立して聴取できず、自他商品・役務の識別標識として認識されることはない認められる場合。

(例)

・ 出願商標



・ 使用商標



4. ホログラム商標について

(1) 本項の適用が認められる例

使用商標中に、出願商標以外の標章が含まれているが、出願商標部分のみが独立して自他商品・役務の識別標識として認識されると認められる場合。

(例) 使用商標としてホログラム商標が一部に付されたクレジットカードが提出されたが、出願商標と同一の部分が需要者に強い印象を与え、独立して自他商品・役務の識別標識として認識される場合。

(2) 本項の適用が認められない例

使用商標が、出願商標と相違する場合。(標章の相違、ホログラフィーその他の方法による標章の変化の状態(視覚効果)の相違等)

5. 色彩のみからなる商標について

(1) 本項の適用が認められる例

使用商標中に、出願商標以外の標章が含まれているが、出願商標部分のみが独立して自他商品・役務の識別標識として認識されると認められる場合。

(例) 使用商標として筆箱の全面が青色であり、その蓋に一つの小さな丸の図形

② 使用商標中に、出願商標の構成要素以外の要素が含まれている場合であって、出願商標部分のみが独立して聴取できず、自他商品・役務の識別標識として認識されることはない認められる場合。

(例)

・ 出願商標



・ 使用商標



5. ホログラム商標の出願商標と使用商標の同一性について

(1) 同一性が認められる例

使用商標中に、出願商標以外の標章が含まれているが、出願商標部分のみが独立して自他商品・役務の識別標識として認識されると認められる場合。

(例) 使用商標としてホログラム商標が一部に付されたクレジットカードが提出されたが、出願商標と同一の部分が需要者に強い印象を与え、独立して自他商品

・ 役務の識別標識として認識される場合。

(2) 同一性が認められない例

使用商標が、出願商標と相違する場合。(標章の相違、ホログラフィーその他の方法による標章の変化の状態(視覚効果)の相違等)

6. 色彩のみからなる商標の出願商標と使用商標の同一性について

(1) 同一性が認められる例

使用商標中に、出願商標以外の標章が含まれているが、出願商標部分のみが独立して自他商品・役務の識別標識として認識されると認められる場合。

(例) 使用商標として筆箱の全面が青色であり、その蓋に一つの小さな丸の図形

参考資料3-2

が記載された証拠資料が提出されたが、出願商標と同一の色彩である青色が需要者に強い印象を与え、独立して自他商品の識別標識として認識される場合。

(2) 本項の適用が認められない例

- ① 使用商標と出願商標の色相（色合い）、彩度（色の鮮やかさ）や明度（色の明るさ）が全部又は一部異なる場合。
- ② 色彩を組み合わせてなる出願商標と使用商標の配色の割合が異なる場合。
- ③ 出願商標と使用商標の商品における色彩の位置が異なる場合。

6. 音商標について

(1) 本項の適用が認められる例

(イ) 音の同一性について

出願商標が音商標であって、出願商標と使用商標が厳密には同一ではない場合であっても、同一の音商標であると需要者が認識し得るときには、出願商標と使用商標は同一のものとしてあつかうものとする。

同一の音商標であると需要者が認識し得るか否かの判断にあたっては、以下について考慮するものとする。

- ① 音商標を構成する音の要素が同一か否か。音の要素とは、音楽的要素（メロディー、ハーモニー、リズム又はテンポ、音色等）及び自然音等をいう。

音楽的要素からなる音商標について同一のものであると需要者が認識し得ると判断するためには、少なくともメロディーが同一であることを要するものとする。なお、メロディーが同一であっても、リズム、テンポ又はハーモニーが異なる場合には、需要者の受ける印象が異なる場合が多いため、十分に考慮するものとする。

また、音色が違う場合、例えば、演奏楽器が違う場合であっても、音色が近似するときには、同一の音商標であると需要者が認識することが多いと考えられるため、十分に考慮するものとする。

(例) 出願商標がバイオリンで演奏されたものであり、使用商標がビオラで演奏されたものである場合は、双方の楽器の音色は近似すると考えられることから、同一の音商標であると需要者が認識し得るものとする。

- ② 音商標を構成する言語的要素（歌詞等）が同一か否か。
- (ロ) 出願商標が使用商標の一部に含まれている場合（使用商標中に、出願商標以外の標章が含まれている場合）であって、出願商標が独立して自他商品・

が記載された証拠資料が提出されたが、出願商標と同一の色彩である青色が需要者に強い印象を与え、独立して自他商品の識別標識として認識される場合。

(2) 同一性が認められない例

- ① 使用商標と出願商標の色相（色合い）、彩度（色の鮮やかさ）や明度（色の明るさ）が全部又は一部異なる場合。
- ② 色彩を組み合わせてなる出願商標と使用商標の配色の割合が異なる場合。
- ③ 出願商標と使用商標の商品における色彩の位置が異なる場合。

7. 音商標の出願商標と使用商標の同一性について

(1) 同一性が認められる例

(イ) 同一の音商標であると需要者が認識する場合

出願商標が音商標であって、出願商標と使用商標が厳密には同一ではない場合であっても、同一の音商標であると需要者が認識し得るときには、出願商標と使用商標は同一のものとしてあつかうものとする。

同一の音商標であると需要者が認識し得るか否かの判断にあたっては、以下について考慮するものとする。

- ① 音商標を構成する音の要素が同一か否か。音の要素とは、音楽的要素（メロディー、ハーモニー、リズム又はテンポ、音色等）及び自然音等をいう。

音楽的要素からなる音商標について同一のものであると需要者が認識し得ると判断するためには、少なくともメロディーが同一であることを要するものとする。なお、メロディーが同一であっても、リズム、テンポ又はハーモニーが異なる場合には、需要者の受ける印象が異なる場合が多いため、十分に考慮するものとする。

また、音色が違う場合、例えば、演奏楽器が違う場合であっても、音色が近似するときには、同一の音商標であると需要者が認識することが多いと考えられるため、十分に考慮するものとする。

(例) 出願商標がバイオリンで演奏されたものであり、使用商標がビオラで演奏されたものである場合は、双方の楽器の音色は近似すると考えられることから、同一の音商標であると需要者が認識し得るものとする。

- ② 音商標を構成する言語的要素（歌詞等）が同一か否か。
- (ロ) 出願商標が使用商標の一部に含まれている場合（使用商標中に、出願商標以外の標章が含まれている場合）であって、出願商標が独立して自他商品・

役務の識別標識として認識するものと認められるとき。

(例) 出願商標が数秒のサウンドロゴであり、使用商標としてCM全体を収録した動画が提出されたが、当該サウンドロゴがCMの最後に流れることにより、需要者に強い印象を与え、独立して自他商品・役務の識別標識として認識される場合。

(2) 本項の適用が認められない例

- ① メロディーが同一であっても、リズム、テンポ又はハーモニーが異なることにより、商標全体から需要者の受ける印象が大きく異なる場合。
- ② 出願商標がバイオリンで演奏されたものであり、使用商標がピアノやオーケストラで演奏されたものである場合等、音色や商標全体から受ける印象が大きく異なる場合。
- ③ 使用商標として提出された資料において、出願商標の音以外の要素（文字、図形、他の音等）を含むことから出願商標の音が独立して自他商品・役務の識別標識として認識されない場合。

7. 位置商標について

(1) 本項の適用が認められる例

使用商標中に、出願商標以外の標章が含まれているが、出願商標部分のみが独立して自他商品・役務の識別標識として認識されると認められる場合。

(2) 本項の適用が認められない例

使用商標が、出願商標と相違する場合（標章の相違、標章の位置の相違）。

役務の識別標識として認識するものと認められるとき。

(例) 出願商標が数秒のサウンドロゴであり、使用商標としてCM全体を収録した動画が提出されたが、当該サウンドロゴがCMの最後に流れることにより、需要者に強い印象を与え、独立して自他商品・役務の識別標識として認識される場合。

(2) 同一性が認められない例

- ① メロディーが同一であっても、リズム、テンポ又はハーモニーが異なることにより、商標全体から需要者の受ける印象が大きく異なる場合。
- ② 出願商標がバイオリンで演奏されたものであり、使用商標がピアノやオーケストラで演奏されたものである場合等、音色や商標全体から受ける印象が大きく異なる場合。
- ③ 使用商標として提出された資料において、出願商標の音以外の要素（文字、図形、他の音等）を含むことから出願商標の音が独立して自他商品・役務の識別標識として認識されない場合。

8. 位置商標の出願商標と使用商標の同一性について

(1) 同一性が認められる例

使用商標中に、出願商標以外の標章が含まれているが、出願商標部分のみが独立して自他商品・役務の識別標識として認識されると認められる場合。

(2) 同一性が認められない例

使用商標が、出願商標と相違する場合（標章の相違、標章の位置の相違）。

商標法4条1項6号

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
五、第4条第1項第6号（国、地方公共団体等の著名な標章） 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを表示する標章であつて著名なものと同一又は類似の商標 1. 「国、地方公共団体若しくはこれらの機関」について (1) 「国」とは日本国をいう。 (2) 「地方公共団体」とは、地方自治法一条の三 にいう普通地方公共団体（都道府県及び市町村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合及び財産区）をいう。 (3) 「これらの機関」とは、国については立法、司法、行政の各機関をいい、地方公共団体については、これらに相当する機関（司法を除く）をいう。 2. 「公益に関する団体であつて営利を目的としないもの」について 「公益に関する団体であつて営利を目的としないもの」であるか否かについては、当該団体の設立目的、組織及び公益的な事業の実施状況等を勘案して判断するものとする。この場合、国内の団体若しくは海外の団体であるか又は法人格を有するか否かを問わない。 (該当例) ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律による認定を受けた公益社団法人または公益財団法人（例：日本オリンピック委員会） ・特別法に基づき設立された社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、特定非営利活動法人、独立行政法人（例：日本貿易振興機構）など ・政党 ・国際オリンピック委員会 ・国際パラリンピック委員会及び日本パラリンピック委員会 ・キリスト教青年会	五、第4条第1項第6号（国、地方公共団体等の著名な標章） 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを表示する標章であつて著名なものと同一又は類似の商標 1. 都道府県、市町村、都営地下鉄、市営地下鉄、市電、都バス、市バス、水道事業、大学、宗教団体、オリンピック、IOC、JOC、ボーイスカウト、JETRO等を表示する著名な標章等は、本号の規定に該当するものとする。

3. 「公益に関する事業であって営利を目的としないもの」について

「公益に関する事業であって営利を目的としないもの」であるか否かについては、当該事業の目的及びその内容並びに事業主体となっている団体の設立目的及び組織等を勘案して判断する。この場合、事業が国内又は海外のいずれにおいて行われているかを問わない。

(該当例)

- ・地方公共団体や地方公営企業等が行う水道事業、交通事業、ガス事業
- ・国や地方公共団体が実施する事業（施策）
- ・国際オリンピック委員会や日本オリンピック委員会が行う競技大会であるオリンピック
- ・国際パラリンピック委員会や日本パラリンピック委員会が行う競技大会であるパラリンピック

4. 「表示する標章」について

国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であって営利を目的としないもの又は公益に関する事業であって営利を目的としないもの（以下、「国等」という。）を「表示する標章」には、国等の正式名称のみならず、略称、俗称、シンボルマークその他需要者に国等を想起させる表示を含む。

(公益に関する団体であって営利を目的としないものを表示する標章の例)

- ・国際オリンピック委員会の略称である「I O C」及び日本オリンピック委員会の略称である「J O C」

(公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章の例)

- ・国際オリンピック委員会や日本オリンピック委員会が行う競技大会であるオリンピックを表示する標章としての「オリンピック」及び「O L Y M P I C」、その俗称としての「『五輪』の文字」、そのシンボルマークとしての「五輪を表した図形（オリンピックシンボル）」
- ・国や地方公共団体が実施する事業（施策）の略称

5. 「著名なもの」について

(1) 「著名」の程度については、国等の権威、信用の尊重や国等との出所の混同を防いで需要者の利益を保護するという公益保護の趣旨に鑑み、必ずしも全国的な需要者の間に認識されていることを要しない。

(2)「著名なもの」に該当するか否かについては、使用に関する事実、例えば、次の①ないし④の事実を総合勘案して判断する。この場合、標章によっては、短期間で著名となる蓋然性が高いと認められる場合があることに留意する。

①実際に使用されている標章

②標章の使用開始時期、使用期間、使用地域

③標章の広告又は告知の方法、回数及び内容

④一般紙、業界紙、雑誌又は他者のウェブサイト等における紹介記事の掲載回数及び内容

6.「同一又は類似の商標」について

本号における類否は、国等の権威、信用の尊重や国等との出所の混同を防いで需要者の利益を保護するという公益保護の観点から、これら国等を表示する標章と紛らわしいか否かをもって判断する。

商標法9条

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
第9 第9条（出願時の特例） 第九条 政府等が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するものに、パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するものに出品した商品又は出展した役務について使用をした商標について、その商標の使用をした商品を出品した者又は役務を出展した者がその出品又は出展の日から六月以内にその商品又は役務を指定商品又は指定役務として商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、その出品又は出展の時にしたものとみなす。 2 商標登録出願に係る商標について前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を商標登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その商標登録出願に係る商標及び商品又は役務が同項に規定する商標及び商品又は役務であることを証明する書面（次項及び第四項において「証明書」という。）を商標登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。 3 <u>証明書を提出する者が前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、その期間が経過した後であつても、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、その証明書を特許庁長官に提出することができる。</u> 4 証明書を提出する者がその責めに帰することができない理由により、前項の規定により証明書を提出することができる期間内に証明書を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。 （略）	第9 第9条（出願時の特例） 第九条 政府等が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するものに、パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するものに出品した商品又は出展した役務について使用をした商標について、その商標の使用をした商品を出品した者又は役務を出展した者がその出品又は出展の日から六月以内にその商品又は役務を指定商品又は指定役務として商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、その出品又は出展の時にしたものとみなす。 2 商標登録出願に係る商標について前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を商標登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その商標登録出願に係る商標及び商品又は役務が同項に規定する商標及び商品又は役務であることを証明する書面（次項において「証明書」という。）を商標登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。 3 証明書を提出する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。 （略）